明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 4. April 1910.
VOL. XXIII.

監獄協會雜誌

明治四十三年四月二十日發行

第貳拾參卷
第四號

監獄協會發行

明治廿一年五月創刊

第貳拾參卷第四號目次

○論　說……（一頁）
○監獄研究の一潮流……
○講　演……（三頁）
○懷鄉病と犯罪……文學士　寺田精一君
○犯罪の常習と偶發の區別に就て……河野純孝君
○寄　書……（一八頁）
○監獄衞生雜感（其十二）……金澤石崎貸藥生
○統　計……（二一頁）
○明治四十三年二月末日現在々監人員表……
○明治四十三年二月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十三年二月末日現在々監人員監獄別表……（二九頁）
○救護事業……（三六頁）
○出獄人保護に關する司法大臣の訓示……
○下野保護會の創立……
○大分縣保護會評議員會狀況報告……
○雜　錄……
○金森通倫氏の勤儉談……
○監獄會議開催……
○大阪附近監獄聯合協議會……
○新任典獄を送る……
○谷田參事官歸朝歡迎會……
○前橋監獄の合葬追弔會……
○逃走事故……
○小監獄の事務分掌……
○指紋押捺に就て……
○本會記事……（五三頁）
○茶話會……
○總會を開く……
○監獄官練習所日誌……
○各地通信……（五七頁）
○釜山だより……
○仁川だより……
○大阪だより……
○叙任及辭令……（六二頁）

監獄協會雜誌第貳拾參卷第四號

論說

監獄研究の一潮流

監獄學なるものは諸種の科學の湊合したるものにして廣汎複雜に渉り未だ定義なるものを付するを得ずと唱へらるゝ所以のものは實に監獄事業の至難なるを言明したる金言なりと謂ふを得べし、何を以て爾るか監獄事業の生理學醫學建築學と關聯するの密なるは勿論或は倫理學に心理學に社會學に統計學に將た又宗教に教育に密接なる關係を有し苟も此等の科學を度外視しては決して監獄に於ける遇囚諸般の理術を施すに由なければなり獨り刑事に關する律法のみならず以上の如き諸科學の湊合したるものを稱して廣き意味の監獄學なりと云ふも亦宜ならずや試に觀よ在監者の性質行爲を知るに非れば如何に其統御待遇の方法手段巧妙なりと雖も畢竟徒勞に了らざるを得ざるべし然らば其性質行爲の如何なる種類程度に屬するやと云はゞ十人十色到底狹隘なる知能を以てして判定するを得ざるは云ふまでもなく定型とも云ふべき概念をも捕捉することを得ざるも多年在監者に接觸して朝夕の動作に察し且つ科學上の識見を以て諸方面より之を窺ふときは較々性行の一班を知り得べく從て應病與藥の術を試むるを得べし若し犯罪者の獄裡に在るの時に於て處遇を誤ることありとせば監獄の紀律を離れた場所懲戒より遠かれる時に在ては彌々罪惡を增徒することなかるべく假令出獄人保護事業なる機關に委ねるも其改善を見ること極めて難しとす、性行の一班を知るの困難斯の如し況んや

刑罰の本旨に鑑み心身の狀況に酌み適實の處遇を爲さんには三面六臂尙足らざるを憂ふ是に於て夙多の監獄實務家に科學上の智識を與へ之を應用せしむるの必要缺くべからざるを見るなり然かも今日まで監獄學を講ずる者は他の科學との關係を說きて餘す所なきに拘らず監獄學を學ぶ者は狹隘なる監獄學即ち刑法の如き刑事訴訟手續の如き或は進んで刑事學なる課目に止まりたるは頗る疑惧に堪へざりしが近時漸く專門家の注意を惹き科學的に犯罪者を研究せんとするの傾向を生じ殊に刑法監獄法等行刑に關する法規に於て犯罪者の性格を斟酌するに多大の注意を拂ふに至りたるより裁判官警察官辯護士の如きは勿論敎育家宗敎家乃至社會事業を以て任ずる者亦漸く犯罪者の性格若くは境遇を云爲するに至りたるは著しき事實にして其潮流は監獄事業に對する最近の一大勢力たるの觀あり之れ一は監獄事業に取りて喜ぶべき現象たると同時に一は監獄當局者は犯罪者の性格及境遇は裁判官が法を適用するに當り考量すべきものなるのみならず行刑上重大視せざるべからざることを痛切に感ずるに至りたるものなりと謂はざるべからず、犯罪者の性格或は素行の如き心裏に屬するもの若くは外部に現はるゝも時々變化するものは終始之に接近するも其眞相を穿鑿すること難し倫理學の如き心理學の如き將た社會學の如き科學の理論を應用する必用ある所以にして本會に於て監獄官練習所を開設するに當ても特に此點に注意し監獄事業上必要なる學科を選擇せしが特に第二回の練習所には第一回練習所に於て講習したる課目以外監獄學と關聯せる課目を加へたるは蓋し科學の智識を養成せんことを慮りたるに由るものにして一層密に新法の要求するところに副ひ監獄事業の效果を擧ぐるに易からしめんとしたるに外ならず、一練習所の課目として指定したる如き事柄は極めて小なりと雖も之れ單に一練習所の意に出でたるに非ずして時勢の要求茲に至らしめたるものなり加之現下吾人の意を强ふするに足るものあり何ぞや文學士寺田精一氏は日夕巢鴨監獄に出入し躬在監者と膝を交へ親しく其心的狀態を調査し斯業の進步を資けんとし醫學士古瀨安俊氏亦東京及巢鴨兩監獄に於て監獄衛生若くは在監者の健康狀態等に就て仔細に研究し以て刑罰の執行と健康との關係其他監獄一般の利害の爲めに圖る所あらんとせり、兩氏の爲す所徵々たる範圍に止まれるが如きも監獄事業の爲めに貢獻する功績は多大なるべし又最近に三宅醫學博士は附近監獄に就き幼年犯罪者の精神狀態を調査し牧野法學士は時々監獄に遊びて受刑者の爲す所を見其言ふ所を聽き犯罪の原因を探究せんと努むる如き監獄事業は專門家の間に興味を以て觀察せられつゝあり延びて監獄なるものは漸次社會の耳目に觸るゝに至るべく社會の耳目に觸るゝこと現在及將來に於て益々滋く愈密なるに及んで始めて監獄事業に對する刺戟は盛に起り隨て事業の發展を促すべきは明なり吾人は此點に關し專門家の研究の徒爾ならずして必ずや多大の效果を贏ち獲るに至らんことを信ずるものなり且つ夫れ斯の如く研究の步武進みて監獄事業は狹き監獄學の範圍に止らず專門家の科學的智識に開拓せらるゝに至らば監獄事業に利するのみならず監獄實務家を益すること大なり彼を願み此を想ひ其結果に多大の望を囑する吾人は監獄官練習所の一擧及專門家の研究を以て些事なりとして看過する能はず茲に感ずるまゝを記して他日を卜すると共に益々科學的研究の發達せんことを望むものなり

講演

○懷鄉病と犯罪

文學士　寺田精一君

私は懷鄉病と犯罪といふことに就てお話致さうと思ひます。これに就ては先月の雜誌法學志林に概要を述べて置きました。又國家醫學會雜誌へ昨年の末に獨逸のヤスペルといふ人が書きました論文を抄譯して載けて出すことにして置きました。今日はそれ等を

取交ぜ、又自分の考を加へて一通り說明を致さうと思ひます。これに就ては我國ではまだ餘り研究もないやうでありますが、四洋に於ては既に多くの學者に依つて研究されて居ります。是れ懷鄉病又思鄉病と申しますが、更に二つの派があります。此命名は少しく通當でないかも知れませぬが、私が勝手に附けたのであります、先づ一つは生理說といふのと一つは心理說といふのであります。懷鄉病といふ以上は既に自分の故鄉を離れて居るといふことを豫定されて居る。自分の故鄉を遠く去つて居る者が自分の故鄉の事を思ひ出し、それが爲に家へ歸りたいといふ念が交々到り終に病氣となるといふ場合、さういふ場合に證明の仕方に二通りある。それを今の一つを生理說といひ、一つを心理說と假りに定めて置きます。

第一の生理說といふのは自分が故鄉を去つて遠くへ遊學に出る、或は職工となつて遠くへ行く場合に土地の違ふ所からして氣候の變化或は土地の變化若くは飮料水の變ること、或は食物の變化に依つて我々の肉體上に變化が起る。即ち生理上に或變化を來す。其生理上に起る變化が原因となつて我々の精神作用にも變化を起す。其精神作用の變化といふのは、家へ歸りたいといふことを一途に思ふ。さういふ風になつて來るといふのであります。

第二の心理說に前のと反對の說き方であります。即ち遠く家を去つて冷たき社會に臨んだ場合に只管國の事を思つて精神をそれのみに集中して他の事に手が附かぬといふやうに氣が鬱いて寂漠を感ずることになる。さういふことから心理上にも變化を起して來る。此二つの說が稱に獨逸佛蘭西などに於て爭はれて居るやうで大體より見まするさ、後に述べました心理說といふべきものが優勢であるかのやうであります。併ながら玆に注意すべきは、心理說のみを採つて生理說を捨て、仕舞ひ、若くは生理說のみを採つて心理說を捨てることは出來ないのであります。何んとなれば吾人の精神作用は我々の肉體と離るべからざる關係がある。即ち我々の精神作用は我々の肉體の活動して居る一つの印象であります。隨つて生理作用に變化が起れば精神作用にも變化を來し、又精神を或變化があると生理作用にもこれに相應する幾分かの變化があるのであります。此例を以て見ますと、氣分の惡い即ち生理作用に或障礙がある場合には何んとなく氣の進まぬのみならず、緻密な仕事は出來なくなる。これは即ち生理現象が精神作用に及ぼした影響であります。次に今度は心理作用が元で生理作用に變化を與へる、例へば心配して居る時若くは非常に勉强するやうな場合には食慾の進まぬ。新の如くに極めてさいふふうなことがありまする。これが即ち精神を過勞する爲に生理作用にも自から變化を來した場合であります。これが即ち精神を過勞する爲に生理作用にも自から變化を來した場合であります。

大體のお話でありますが、生理と心理の作用は密接の關係があるのであります多くの論者の大體の說を採つて私も此心理上に或障礙が起つてそれが爲に生理上に變化を起し所謂懷鄉病といふやうな一種の病氣を起すといふ說に贊成してそれに依つて說明を致します。

先づ初めに懷鄉病といふのはどういふ場合に起るものかをお話致し、次に其病氣の徵候はどういふ徵候があるかを述べ、次にこれに依つて說明の實例を二三擧げて、最後に其裁判上の問題を極めて簡單にお話致さうと思ひます。第一に懷鄉病はどういふ場合に起り易いものであるか、チヨツト私の考へるところで十二ばかりの條件があると思ひます。

第一は土地の關係。土地と申しても屬い意味でありまして、氣候であるとか或は地勢の工合などを含めた關係であります。即ち暑い國から寒い國へ來た場合、若くは山國から平地へ來た場合、或は島國から大陸へ來た場合。若くは田舍の者が都に出た場合。即ち四圍の境遇に甚だしき變化を與へれば與へるほど起る。非常に寒い所の者が非常に暑い所に行くとか或は小さい島に居つた者が開濶たる平野に住ふといふやうな其相違が多ければ多いだけ懷鄉病に陷り易いのであります。我々は日常四圍に對する親密の關係といふものがあります。これはどういふものかといふと、我々が日常目に觸れて居るものは何んとなく溫みがある。例へば此部屋に諸君が初めていらつしやつた時は諸君は左程此部屋に對して親密の考はなかつたらうが、日々いらつしやると遂に自分の部屋のやうな氣がして親密な感が起る。初めて移つた家にも溫みがないが、一箇月二箇月居ると借りた家も自分の家のやうに溫さ感が起る。又土地の關係も其人が住んで居ることに依つて一種の溫みがある。其溫みのある土地から非常に變化した土地へ行くと一種寂寞の感に打たれて自分の故鄉の風土が懷しくなるのであります。

第二には季節の關係であります。一年の中に於てどういふ場合に懷鄉病に罹り易いかといふと、春は人間のみならず草木禽獸に至るまで生活力の非常に旺盛な時であります。隨つて斯ういふ場合には憂鬱狀態に陷り故鄉を偲んで悲觀に陷るやうな場合が先づ少ないのであります。然るに秋のやうにいヨ〳〵と北西の風が吹いて木の葉が散るやうな頃になると何んとなく一種の憐みを感ずる。さういふ場合に自から故鄉を偲ぶといふ者がある。これが爲に秋といふことと故鄉を偲ぶといふことは一種調和して居るのであります即ち我國の歌にも支那の詩にも其外西洋の文學士にも秋と故鄉を偲ぶことは相調和して居るものとして詠まれて居ります。隨つて秋に懷鄉病に罹る場合が最も多いやうであります。同じ秋の中でも其日の工合に依つて晴れ〳〵しい時には憂鬱狀態に陷ることはないのであります。何んとなく陰氣のやうな夕暮などは殊に懷鄉の念に驅られ易いのであります。然れば一日の中に於てはどういふ場合が懷鄉の念に驅られ易いかといふと、朝は先づ起ると誰でも自分の職業に出なければならぬ。急いで朝飯を食つて出掛けるといふやうな忙はしい場合に故鄉を偲んで居ることは比較的少ないのであります。併ながら一日の仕事を終つたと氣樂になつて日の沈み方に歸つて來る場合には自から故鄉を偲ぶといふ者がある。これが爲に秋といふことと故鄉を偲ぶことは相調和して居るのであります。隨つて秋即ち我國の歌にも支那の詩にも其外西洋の文學士にも秋と故鄉を偲ぶことは相調和して居るものとして詠まれて居ります。隨つて秋に懷鄉病に罹る場合が最も多いやうであります。同じ秋の中でも其日の工合に依つて晴れ〳〵しい時には憂鬱狀態に陷ることはないのであります。何んとなく陰氣のやうな夕暮などは殊に懷鄉の念に驅られ易いのであります。然れば一日の中に於てはどういふ場合が懷鄉の念に驅られ易いかといふと、朝は先づ起ると誰でも自分の職業に出なければならぬ。急いで朝飯を食つて出掛けるといふやうな忙はしい場合に故鄉を偲んで居ることは比較的少ないのであります。併ながら一日の仕事を終つたと氣樂になつて日の沈み方に歸つて來る場合には自から故鄉を　んで一種の感に打たれ易いのであります。

第三には遠近の關係であります。一般から考へて見ますと自分の　鄉を遠く隔つて居れば隔つて居るだけに偲んだり又懷鄉の念に

罹られ易いことは必然てありますが、必ずしもさうでない。近い所であつても國へ歸ることが出來ないといふ或事情があつた場合は縱令近くあつても遠くに居つて何時でも歸へれるといふやうな氣樂な狀態よりも懷郷病に罹り易いのであります。其一例としまして埃太利の軍隊の實例がありまして、一定の兵役の年限が濟んでも家へ歸ることが出來ないことがあつたさうであります。ところが懷郷病に非常に惱む者が起つたといふことであります。ところで今度は兵役の義務年限が濟んだら其國へ歸ることを許すといふ法令を出したら其翌年から懷郷病に罹る者が著しく減じたといふのであります。樂に歸ることが出來るといふ條件を與へられた爲に懷郷病といふ一種の病氣に罹ることが少なくなつたのであります。

第四には生活狀態も先づ普通に考へますれば衣食住の問題でありますが、故郷を去つて遠く行く者が自分の家に居る時よりも衣服にせよ食物にせよ住宅にせよよりよいといふ場合には起りさうもないといふ考がありますが、それが必ずしもそうでない。非常に粗末な衣服を着、粗末な食物を食べましても自分の家の方が何んとなくよいといふことはしもそうでない。非常に粗末な衣服を着、粗末な家に住み、粗末な食物を食べましても自分の家の方が何んとなくよいといふことはあります。隨つて生活狀態即ち衣食住の粗惡は大なる關係はないやうであります。其生活狀態は惡くても元の自分の普通の人の考であります。

汚ない故郷を偲ぶといふことがあるやうであります。

第五は社交の關係であります。社交關係と申すのは廣い意味で申しますので、家庭の關係親戚の關係及び自分の居つた故郷のいろ〳〵の人々との交際關係であります。家庭に於ける温みある關係はいはずとも明かなことでありますが、親戚朋友といふやうな所謂竹馬の友といふやうな者は世地が幾ら違つても會ふと何んとなく懷かしい。又故郷の人に會ひますと、其人が幾ら田舍者のやうな風をして居つても何んとなく床しく懷かしく思はれるのであります。これは實に私のみの經驗ではあるまいと思ひます。即ち其人の社交關係が親密に出來て居れば居るだけ自分が他の社會に行つて比較的冷靜に取扱はれた場合は益々此懷郷の念に驅られるのであります。

第六は教育の關係であります。是も廣い意味で、學校で教育を受けるのみでなく、日常の經驗に依つて我々は幾多の知識を受けるそれ等も教育の中に入れてありますが、社交に對する經驗が多ければ多いだけ我々の精神の分量が大きい。此精神の分量といふ言葉は私共は心理學の方で時に使ひまするが、其精神の分量の多い者は同じ刺戟を受けても精神の分量の少ない者に較べて見てこれに及ぼされることが少い。これを譬へていふと、此所に一斗の水と一升の水がある。これに同じ分量の繪の具を投ずるとした場合は、一斗の水に投じて得た色は非常に淡い、然るに一升の水内に入れた時は濃い色になる。斯ういふ譯で我々の精神の分量も人に依つて違ふ。教育及び經驗の多い精神の分量の多い人は同じ境遇にあり同じ刺戟があつても精神の分量の少ない人に比較して刺戟を及ぼすことが少ない。隨つて何か事業に失敗して其自分の現在居る家も面白くないといふやうな場合には故郷を偲び故郷へ歸りたいといふやうな考に侵されても、精神の分量の多い人は精神の量の少ない人より侵されることが少ない。隨つて精神量の偉大なる人は懷郷病などに侵されることは先づ少ないと見て宜いのであります。

第七には社會適合性の關係であります。社會適合性と申しますと我々人類に限らず一般の草木にせよ、其他禽獸に致せ或度までは其社會の中に立つて生存すべき力を持つて居る。併ながら社會に適合して自分の身を其社會に合はせてやつて行く性質の鈍い者は忽ち亡びる。これは普通に生存競爭といふものでありませうが、其社會適合性の強い人は生存競爭場裡に於ける優者であります。之に反する者は生存競爭場裡に立つて敗者といはれる者であります。それで我々が精神が順調でありまして平穩に活動して居る場合には比較的悲哀の感に打たれるとか或は憂鬱の感に打たれるやうなことは非常に少ない。隨つて故郷を偲んで何んとなく哀れツぽいやうな狀態に陷ることは少ない。況んやそれが爲に病氣になることはないが、一朝我々の精神が順調を缺ぎ又平穩を缺きますとチヨツトしても刺戟に感じ易い。これが爲に生存競爭場裡に負ける。即ち社會適合性の弱くなつた人は兎角懷郷病に罹り、直ぐ國へ歸りたいやうな惑じを起す。で途中で自分のやりかけた仕事も手が仕かんで歸つて仕舞ふ者があるのであります

これは重大の問題てありますが、唯今はこれだけにして置きます。

第八には風俗習慣の關係であります。風俗習慣の中に私は言語及び宗教等も含めて居りますが、例へば言語の違つた者は隣の人が東北地方へ一人旅をして行くとしますと、殆ど言葉は通じない。さういふ場合は何んといつても譯が分らないから、必然其人の心に浮ぶものは「あゝ故郷に居つたらこんなこともあるまい」と浮ぶ。これにつれて故郷へ歸りたい、何んだか世の中の人が冷淡に見へる又風俗が違ふ。例へば今ではさうでありますまいが、上下を附けて外國へ行くと街道を通つても皆こちらを見る。如何にも自分の肩身が狹く思はれる。悠然として落付いて居られない。風俗習慣が違へば違ふほど其自分が今居る社會との親密の情が薄い。例へば自分が違つた國から來たにせよ風俗言語が同しくする場合は左程淋しく感じないでありませう。それから日本では例は少ないのが、西洋では宗教の關係が非常に重大なる關係をなして居ります。我國の人は俗に宗教心が冷淡であるといひますが、西洋に於ての關係が爲に一種の憂鬱病になつて懷郷病になるといつて居ります。これも社會問題からいひますと非常に面白い問題でありますが、唯今はこれだけにして置きます。

結合して居れば家のことを思ひ出すと子を思ひ出し、子のことを思ひ出すと家のことを思ひ出す。又或人の聲色を覺へて居ると其人を思ひ出す。某といふ人間と其人の聲色と密接の關係がある。隨つて世聲を聞くと其人を思ひ出す。即ち今故郷に關する或ことを見たり聞いたりそれが爲に急に故郷が懷かしくなるといふ場合であります。例へば夢を見る、夢を見た爲に急に懷郷病に罹つて犯罪をなす（ここに一字不明）者がたまにありますが、又故郷の人を見る或は故郷の風俗を見る若くは故郷から手紙が來たこれは我々も經驗がある一人で東京に來てまだ友達が出來ぬ時に兩親からの手紙でも來ると何んだか一種の感に打たれるのであります。最も此關係は重要なるものとして學者が取扱つて居るは、故郷の音樂を聽いた程人をして懷郷の念を起さしむるものはないと思ひます。瑞西の國にはよく懷郷病が起るさうでありますが、瑞西でターラインと申しますれば御承知の通りアルプス山の山中にあつて牧畜が盛んであります其所に居る牛の群の先頭になる奴の首へ大きな鈴を付けて行く、それが「から〳〵」と山から谷へ響いて居る。「其鈴の音であゝ自分の家の牛の群だ」、「あれは誰某が有つて居る牛の群の鈴の音だ」といふことが分るさうであります。これは彼のアルプス山脈の麓はしき景色と調和して居るので、實に詩人などは感んに吟つて居ります。瑞西の人が他の國へ行つて外の牧場で鈴の音を聞くと非常に國へ歸りたくなるさうであります。又蘇格蘭では これも山國でありますが 珍琴といふてこれは一種の琴でありませうが、此音を聽くと非常に瑞西人は自分の家へ歸りたがるといふのであります。私は自分の經驗に依りますると、夕方橫笛の音を聽きますと非常に國へ歸りたくなります。これは私のみの經驗でありますが、皆さん方もよくお考へになりましたならば音樂に限らぬでありますがさういふことがあると思ふ。私の居る近所で時々夜橫笛を吹く、其音を聽くと私は一時間位私かに故郷を偲んで居ります

第十は年齢の問題であります。年齢は先づ一般からいひますと若い者が懷郷病に罹り易いかと申しますと年齢の若い者は一般に年齢の多い者に比較して經驗が少ない。又幼なき精神に印象した事は容易に脫げぬのであります。父母兄弟及び竹馬の友と遊んだやうな印象はナカ〳〵わけない。私は先日巢鴨監獄で未成年者の模樣を見ました。それに就て見ますと、彼等が夢に見る所は兩親の懷ろに抱かれて昔のお伽噺を聽くといふやうな面白き夢を見ることが必ずあるやうであります。斯の如きことは私のみならず一般に小さい時にお婆あさんやお爺ひさんに可愛がられ若くは隣りの誰と心安く面白く遊んだといふ印象がある。其他山にせよ森にせよ寺院にせよ神社にせよ一々親密の關係があるのであります。そこで經驗の少ないのに加ふるに幼年者の精神は軟かでよわ〳〵しいので疵が付き易いのであります。老人になると兎角頑固になるといひますが、これは從來の經驗が根底となつて腦の作用も生理上からいつても固定するのでありませう。其爲に少し位の刺戟では面白く感じない。といふのが子供の時分に非常に面白かつたのであるから、これは餘程面白いであらうと思ふて二度目に聽くと左程面白くないことがある。これは子供の時分は非常によく印象を受けるが、老人になると其印象はナカ〳〵受けない。故に子供の中に面白く感しても老人になつて面白くないのであります或人は幼年者を譬へて恰も地に生へた木の如しといふて居る。即ちこれは其土地を換へると成長が甘くいかぬのであります。幼年者も又さういふものであつて、自分の溫かき山川四圍のものを去つて突然に他へ行きますと急に淋しく感ずる。最も其中には慣れるてありませうか、慣れるまでは非常に寂寞を感ずるといふのは先づ少年者の特徴であります。隨つて故郷を偲ふことも年の若い者に於て殊に多く見るのであります。

第十一は男女の關係であります。男と女とはどちらが懷郷病に罹り易いかと申しますと、女の方が一般に罹り易いのであります。なぜかといふと女は通說として一般に感情性であります。兎角感情に支配され易い。又判斷力が比較的狹い。所謂氣が小さいのであります。精神量が狹いのであります。隨つて或チヨツトした刺戟に侵され易いのであります。故に少し位の心配とか或は少し位小言を云はれたのか急に家へ歸りたいといふ考へが交々起つて來る場合がある。而して年の若き女か殊に激しいのであります。隨つて年の若き女か懷郷病の爲に犯罪をするのか非常に多いのであります。

第十二は其他いろ〳〵の關係がありまして、先づ奉公に出て居る者があれば其奉公先きが面白くない。又事業に從事して居る者かあれば事業が手に付かぬ。學校に行つて居る者なれば何んとなく落付きかない。試驗にも落第したといふ所謂不滿の場合、それからこれは大きい意味の事業の失敗でありますか、或事業を企てる爲に遠く國を去つて出て失敗した場合にも起り易いのであります。又特別に多く起るのは子供の體力の弱いのに其體力以上に働かなければならぬといふやうな場合、雇い主の冷酷な人などに會ふ。さういふ場合に起り易い。先づ一般に身體か薄弱な者か又病氣になつたやうな場合には殊に故郷を偲ぶといふ者か多いのであります。

以上先づ十二の場合であります。此外にまだあるか知りませぬか、これを要するに精神量の狹少な者か故郷と著しく相違する土地へ行つて急に家へ歸ることも出來ない。さうかといふて仕事にも充分手か付かない。さういふやうな場合に懷郷病は最も多く起り易いのであります。

以上說明か甚だ簡單でありましたか、懷郷病の起る場合を述べたのであります。次に病氣の徵候をお話します。

病氣の徵候も二方面から觀察しなければならぬ。第一は生理上の觀察第二は心理上の觀察であります。懷郷病に罹るとどういふ徵候か生理上に起るかと申しますると眠れないのであります。それから消化力か減じて來る。食慾か進まない。又動悸かする。脈膊か早くなり、時々太息をつく、それから顏色か蒼白くなつて涙を流し易くなり、時には夢遊といつてこれも心理の方で使ふ言葉でありますか、夢遊狀態に陷り易い、これは子供かおびへて座敷を走り廻つたりすることかある。あれは夢遊狀態の簡單なものであります

か、マタト劇しくなるとこれで犯罪を犯す者かあります。例へば友達と一緒に寐て居つて友達の財布を持つて我知らず何かへ旅行して來るやうな場合かあります。さういふ場合は夢遊狀態であります。其人の意思でやつたのではありませぬ。一種夢の裡にやつたのであります。其他斯ういふ例は皆さんも御承知と思ひます。寐ぼけの行爲であります。それから感覺か過敏になり筋肉の力か減つて來る。それから胸か何んとなく壓ぜらるやうな感じかして仕事か手に付かぬやうになるのであります。これは身體上の徵候であります。これに就て心理上では其精神作用の上に於てはどういふ徵候かあるかと申しますと、懷鄉病に罹つた者は世の中か單調に思ますか、即ち面白味か滅るのであります。それから悲哀の感に打たれる。又仕事に對して不快の念か起る。何をしても面白くない。はれる。それから悲哀の感に打たれる。又仕事に對して不快の念か起る。何をしても面白くない。さうして沈鬱になり妄想に耽ける。これは專に故鄉に關する妄想かあつて徒に無いことを考へて居るのであります。それから現在の狀態を滿足に思はぬ。これは一般に通する性質のやうであります。どうか早く家に歸つて温わきお母さんの側に行きたい。或は隣家の人と話して見たい。子供の時分に遊んだ神社に行つて遊んで見たいといふやうに現在の狀態を不滿足に思つて昔の狀態を非常に戀しく思ふのであります。それか段々此病氣か進んで來ると今度は判斷力か缺乏して來ます。感情か冗奮して來て意思か薄弱になつて仕事をしやうと思ふても樂に出來ると仕事も出來ないのであります。それから理性か鈍る。例へば懷鄉病に罹つて其病氣か非常に昂進して來た場合は道德的の感じなども殆ど目をつぶつて仕舞ふのであります。道德的の判斷だけて普通我々か行爲なして居るやうな事ことか出來ないのであります。尙ほ進んで來ると感覺と記憶とか混同することいふのは、現在自分か奉公して居る所なれば主人の家に居るに拘はらず、自分は兩親の側に居るやうな感じかする。詰り現在と過去とを混同して居るのであります。常に一種何處となしに苦痛を感じるやうになる。尙ほ病氣か進むと今度は衝動的行爲と申しまして我知らずにするのであります。例へば懷鄉病に罹つて放火する者かある。自分か奉公先きか嫌だ早く家に歸りたいといふ爲に家に火をつけるといふ場合には全く無考へであります。さういふ極端な場合もあります。判斷を下す時分に理屈て考へないて放火をするとか、守をして居る子供を絞め殺すといふやうなことを。これは衝動的に行ふのであります。尙ほ進んで來ると今度は强迫的行爲となりまして、これは衝動的か尙ほ進んするのであります。これは衝動的行爲では我知らずいろ〳〵のことをする。然ろに强迫的行爲となると、どうしてもさうしなければならぬだものであります。例へば火をつけやうと思ふと火をつけなければ苦痛て仕やうかないのであります。それから自分か今どういふ狀態にのであります。例へば火をつけやうと思ふと火をつけなければ苦痛て仕やうかないのであります。それから自分か今どういふ狀態にあるといふことを明かに知らない。自分は奉公人である。主人の家の子供を大切にせねばならんといふこと若くは家を燒けば惡いのだといふことを判斷して考へることか出來なくなる。それから又懷鄉病患者の特徵として自分の家に歸りたい。お母あさんに會いたい。お母あさんの側に會いたいと申しますか、自分の兩親に告げるとか若くは雇主に告げるやうなことは殆んどないのであります。これは一般に煩悶狀態の特徵てありませう。煩悶て自殺をしたりする人は兎角人に相談はしない。我自から心の裡て決めて自殺をしたり、若くは煩悶の結果いろいろのことをするのであります。病氣か段々昂進して來ると、私はお母あさんに會たい、或は國へ歸りたいといふやうなことないふのを非常に恥るのであります。進めば進むほどこれを秘密にして益々煩悶の情か激しくなる。斯ういふ狀態にある場合に於て犯罪行爲か屢々行はれるのであります。グロッスといふこれは今生きて居る人でありますか、非常に犯罪者の研究を大仕掛にやつて居られるのて大きな著書も澤山ありますか、同氏のはいろ〳〵ところでは懷鄉病患者は非常に悲哀の感かあつて、其悲哀の感か一種の壓迫感情てあつて、其感じを强力なる感覺的刺戟て打破らうとするのであります。これを說明しますと例へば非常に腹の立つた場合は其所にある物を投げ付けて壞ほす、或は机を叩いて怒るといふ場合机を叩くなり物を投げるとか若くは人と爭論して非常に感じか昂進して來た場合に人を毆ぐると氣か安まることかある。今自分か非常に壓迫な感じを受けて居る、故鄉を偲びお母あさんに會いたい、親密なる故鄉の人に會つて面白い話をしやうといふ一種の感じかある。其感じか强迫的若くは衝動的に起ると何か其感じを發表して氣安めにしやうといふことかある。即ち人を殺すとか火をつけて家を燒くことに依つて其苦痛を避けやうとすることか自から起つて來るのであります。これは理屈てない。夫婦喧嘩をして膳を放つたり飯櫃を投げるといふのは私の村にも二三軒あるか、斯の如きは譬若くは飯櫃を投げることに依つて非常に冗奮した感じか氣安めになるのであります。斯ういふやうに或感情即ち懷鄉といふ强い感じを避ける爲に或ほ放火したり人を打つたり殺したりするやうな激しい行爲をして氣安めとする傾向かあるのであります。斯ういふ風にグロッス先生はいつて居られます。併なから多くの實例に就て見ますとグロッス氏のいはれる如くに常にさうてはないやうてあります。益々自分を悲哀の裡に入れて仕舞つて益々憂鬱の感じの裡に閉じこめて仕舞ふのか多いやうてあります。故にグロッス氏の說も尤なる面白い說とは思ひますか、これは一般に通じないものてあらうと思ひます。

これて先づ生理上若くは心理上の徵候をお話しましたか、斯の如く述べますと、精神病ていひまする憂鬱病（メランコリー）といふのか如何にもよく似て居る。そこて或論者は憂鬱病と同してあるといふ人もある。併なから一般の多くの學者に依ると、これは明かに違つて居るといふ。其一人てイエッセン氏は憂鬱病と懷鄉と病の區別をなして居ります。先生は四つに區別されて居りますか、茲に其三つをお話して置きます。

第一は懷鄉病といふものは家に歸りたいといふ感じか元て一種の病氣になつたのである。其場合に家に歸らしてやると直ぐ癒つて仕舞ふ。これは私の友人の一例かありますか、ホーヘルといふ人か此例を擧げて居ります。これは或醫學生と思ひました。それか非

常な重態に陷つて醫者が診斷をした、ところか何の病氣か一向要領を得ない。それて又他の醫者に見せた。ところがこれは懷鄉病だといふので家へ歸ることを勸めて見たらどうかと藥を與へずに君家へ歸らないかといつたら其晚から輕快して非常な重態であつたにも拘はらず汽車に乘つて今晚歸るといひ出した。それでいふか儘に汽車に乘せてやつたら汽車中て半分位癒つて、家へ歸つたら全く健全な人となつたといふ。其他に斯ういふ例を擧げて居ります。其原因を取り去ると嘘をいふたやうに其病氣か癒るのてあります。憂鬱病は斯ういふ場合は決してないといふのか一つの差異の點てあります。

第二にはこれは餘程研究せねばならぬと思ひますか、懷鄉病に罹つたものは身體の機關か全體に衰弱するといふ。然るに憂鬱病はそれまでゝはないといふてあります。これは精神病學者にても聞かぬと果してイエッセン氏のいはれる如きか分りませぬ。

第三には懷鄉病に罹つたら忽然として死を來たすことかある。然るに憂鬱病はさういふことはないといふ。即ち懷鄉病ては病氣か非常に亢進して强迫行爲をなす時分に於て何んとなく悲哀の裡に陷つて仕舞ふことになると、忽然として死んて仕舞ふことかあると申します。

此三つの差異を擧げて居りますか、これは憂鬱病と懷鄉病は違ふものであるといふ學者の一例として擧ざたのてあります。

これて先づ懷鄉病の起る場合竝に徵候をお話したから次に犯罪の實例の二三をお話致します。

第一の例は十六歲の少女てありますか、初め半年ばかり奉公に出て居りましたか、家へ歸りたいといふ念に驅られて仕方かなかつたのてあります。其次には自分か手紙を書いて、實は方々へ放火する者かあるか、これは自分て人を弄ぶ爲にするのであるといふ文句を書いて同居人の書狀差へ差込んて置いた。此ことを初めは此少女か白狀しなかつたか、後ちにそれと疑はれまして遂一白狀したところに依ると、自分は非常に信用されて可愛かつて呉れるから、とても普通ては歸へして呉れぬ。だから家ても燒いたら歸へして呉れて お母かさんの傍に行つて話か出來、隣家のお伯母さんにも會へるだらうと思つたといつたさうてあります。これは懷鄉病に起つた犯罪の一例てあります。

次には矢張り十三歲になる少女てありますか、奉公に出た晚其夢に下女部屋の床の下て火か燃へるといふ夢を見ました。ところか これを誰にも話さないて一日其ことに付いて心を勞して居つたか、翌日になると激しく懷鄉の念に驅られた、詰りこれは暗示て放火といふことに考へ及んだので、自分は燒き殺されはしないかといふ不安の念か起つて火のことから思付いて放火てもして燒いたら家へ歸へれるだらうといふ考へを起しました。ところか其犯罪をなす前夜に於て又夢を見た、それはどういふ夢てあるかといふとお婆さんか亡くなつて自分のお母あさんかお婆さんの死なれた枕邊て泣いて居られる夢を見た。それて驚いて目か覺めた。唯さへ歸りたいと思つてをつたところへさういふ夢を見たので、暗示關係てありませう。益々懷鄉の念に驅られてそこへ衝動作用强迫作用か起つたのてありませうが、よくおこつて居る炭火を自分の床の上へ載せて置いて氣か安まつたやうになつて家の人と一緒に朝飯を食べて居つた。併し心配になるので自分の部屋の方を見ると床の隙間から火がちら〳〵見へる。それて驚いた。驚いたといふのはおかしいが、理性も何もない證據てありますが、バケツへ水を持つて來て辛ふじて消止めたといふことてあります。そこて本人がいひますに、炭火を此所へ載せればこれに依つてどういふ大きな不幸が起るか、又これが爲にどんなことになるか、又此火をつけるは抑も善いことか惡いことかには思ひあたらないといふやうな樣子てあります。

もう一つ例を擧げますと、これも矢張り婦人でありますが、小さい時から方々へ奉公に行きまして何時も家へ歸りたい、お母あさんに會いたいといふ念に驅られて永く居らなかつた。最後に二十二歲の時に田舍の農家へ生後數週間になる子供の守に雇はれた。ところか又甚だしい懷鄉の念に驅られて主人婦妻か畑へ出た後ちに獨りて泣き出した、直ぐ自分の家へ逃げて歸らうと思つたか、守をして居る子供か可愛いと思ふ念かあつたので躊躇して居つた。併し懷鄉の念は益々亢進して來て終には子供を此儘にして置いて歸らうといふ念を起した。それから此所へ殘して行つても何んだからいつそのここれを殺して歸らうといふ念を起した。て或日主人の用て自分の鄉里の油屋へ使かにやられた。鄉里へ行つたので益々歸りたくなつて、歸りに蠅取りの粉を買つて來て、家人の知らぬ中に子供に飲ませた。ところか思ふやうに早く子供か死ななかつたので終に首を絞めて殺したといひます。

今一例を擧げますればこれは九歲になる少女てありますか、一里ばかり隔つて居る家に子守をして出た。ところか稍なく激しい懷鄉の念に驅られて一月家へ歸つたか、其母親のてふに、若しお前の守して居る子供かお亡くなりになるやうなことかあればいき知らす、さもなければ決して歸つて來てはいけないといつた。兎に角お母あさんに叱られて連れられて戻められて主人の家へ歸つた。それから二三日立つて其少女か守して居る子供か急病て死んだ、それて少女は早速支度してこれて家へ歸へれるといつて居つたところか、其少女の母親か來たので少女かいふに、私の守して居る子供か死んだから家へ歸つてもよいか、どうか歸へして貰いたいと泣いて賴んだ。ところかお母あさんのいふに、小さいお子供かお亡くなりになつてもまだ三つになるお子さんかある。あのお子さんのお世話をしなければならぬといふて怒々戒めて歸つた。然るに其中に其少女の履はれて居る家の小屋から火か出たのてあります。幸ひ

へ歸へれるだらうといふ考へを起した。家へ歸へると母親や伯母さんにも會はれる。又學校へも皆と一緒に行かれるといふ考へを越しました。ところか其犯罪をなす前夜に於て又夢を見た、それはどういふ夢てあるかといふとお婆さんか亡くなつて自分のお母あさんかお婆さんの死なれた枕邊て泣いて居られる夢を見た。それて驚いて目か覺めた。唯さへ歸りたいと思つてをつたところへさういふ夢を見たので、暗示關係てありませう。益々懷鄉の念に驅られてそこへ衝動作用强迫作用か起つたのてありませうが、よくおこつて居る炭火を自分の床の上へ載せて置いて氣か安まつたやうになつて家の人と一緒に朝飯を食べて居つた。併し心配になるので自分の部屋の方を見ると床の隙間から火がちら〳〵見へる。それて驚いた。驚いたといふのはおかしいが、理性も何もない證據てありますが、バケツへ水を持つて來て辛ふじて消止めたといふことてあります。そこて本人がいひますに、炭火を此所へ載せればこれに依つてどういふ大きな不幸が起るか、又これが爲にどんなことになるか、又此火をつけるは抑も善いことか惡いことかには思ひあたらないといふやうな樣子てあります。

もう一つ例を擧げますと、これも矢張り婦人でありますが、小さい時から方々へ奉公に行きまして何時も家へ歸りたい、お母あさんに會いたいといふ念に驅られて永く居らなかつた。最後に二十二歲の時に田舍の農家へ生後數週間になる子供の守に雇はれた。ところか又甚だしい懷鄉の念に驅られて主人婦妻か畑へ出た後ちに獨りて泣き出した、直ぐ自分の家へ逃げて歸らうと思つたか、守をして居る子供か可愛いと思ふ念かあつたので躊躇して居つた。併し懷鄉の念は益々亢進して來て終には子供を此儘にして置いて歸らうといふ念を起した。それから此所へ殘して行つても何んだからいつそのここれを殺して歸らうといふ念を起した。て或日主人の用て自分の鄉里の油屋へ使かにやられた。鄉里へ行つたので益々歸りたくなつて、歸りに蠅取りの粉を買つて來て、家人の知らぬ中に子供に飲ませた。ところか思ふやうに早く子供か死ななかつたので終に首を絞めて殺したといひます。

今一例を擧げますればこれは九歲になる少女てありますか、一里ばかり隔つて居る家に子守をして出た。ところか稍なく激しい懷鄉の念に驅られて一月家へ歸つたか、其母親のてふに、若しお前の守して居る子供かお亡くなりになるやうなことかあればいき知らす、さもなければ決して歸つて來てはいけないといつた。兎に角お母あさんに叱られて連れられて戻められて主人の家へ歸つた。それから二三日立つて其少女か守して居る子供か急病て死んだ、それて少女は早速支度してこれて家へ歸へれるといつて居つたところか、其少女の母親か來たので少女かいふに、私の守して居る子供か死んだから家へ歸つてもよいか、どうか歸へして貰いたいと泣いて賴んだ。ところかお母あさんのいふに、小さいお子供かお亡くなりになつてもまだ三つになるお子さんかある。あのお子さんのお世話をしなければならぬといふて怒々戒めて歸つた。然るに其中に其少女の履はれて居る家の小屋から火か出たのてあります。幸ひ

人か早く見つけてこれを消止めましたが、其翌々日頃又三つになる子供の顏の色が蒼褪めて床の上に横はつて居つたさいふ。さうか前にも小さな子供が急に死んだ又一人の子供が急に死んだので其家の主人も不審を懷き又醫察官も多少不審を懷いて其少女をよく調べると遂一白狀した。實はお母あさんかいふにお前が守して居るお坊さんがお亡くなりになつたら家へ歸つてはいかぬといつたからそれて子供を殺した。それて初めに急に死んださいふ子供の死の原因てあります。次に小屋から發火したさいふのは大張り火をつけたら家も燒け兒も死んて仕舞ふだらう、さうすれば守などはいらぬから早速家へ歸れるてあらうと考へた。ところか其少女に取つては不運にも人に消されて仕舞つた。さうしてお母あさんのいふに又三つの子供を守して居れといつたので、今度は三つになる子供を少しも動かぬやうになるまて睡て押へ付けて居つたさいふ。斯の如くして放火犯及ひ殺人犯をなしたのてあります。

是は二三の例に過ぎませぬか、斯の如き犯罪か唯だ家へ歸りたいさいふ念より起るのてあります。其他ヤスペル氏の實例に依りますと二十幾つかまだ擧げて居りました。それて此犯罪をして多くの子供は平氣て居ります。尋通の犯人ならば或犯罪行爲かすると非常に恐怖の念に驅られ若くは落付かぬのてありますか、懷鄉病に因つて起つた犯罪者は多く平氣て居ります。前に申しましたやうに床の上へ火を載せて置いて平氣て飯を食べて居るのてあります。是は衝動的若くは强迫的に行爲か起つて來るのてあります。

實例は是だけにしまして次に裁判所てはどういふ風に取扱つて居るかを最後に述べやうと思ひます。

今懷鄉病に罹り易い者に就いろ〳〵お話しかしたのても分る通り、懷鄉病患者は多く年の若い思慮分別の少ない者に多い。而して又其精神狀態か多くは俗に謂ふ夢中てある。故に先つ法律上ていふと心神喪失の間に於て或犯罪行爲をして居るのてある。故に之に對する責任能力は先づないものといはれて居る。即ちクレペリン（獨逸近代の有名なる精神病學者）か曾て懷鄉に因つて起つた犯罪者の鑑定をしたことかある。其中に斯ういふことをいつて居ります。小さな女の子か犯罰を爲す場合は自分の現在の狀態を變へむとする希望即ち現在の位置を去つて温き故鄉に接したいといふ希望て、それから唯だ何んとなく懷鄉を思ふといふ感情からして起る衝動的精神の錯亂の結果てあらうといふので、即ち先づ精神病者の犯罪のやうな場合てあります。故に判決の實例に依ると多くの場合は責任能力か無い者といはれて居るやうてあります。此の如く殆ど夢中に行はれますが、中には斯ういふのてあります。道德的にも智的にも發達は不十分あてる而も幼年者の精神狀態てあるものと殆んど衝動的とはいへないやうに思慮を廻らして犯罪をして居る場合かある。さういふ場合は非常に裁判上てむつかしかのてありませうか、外觀上如何にも思慮を廻らして十分に判斷してやつた行爲のやうてありますか、其犯罪者の主觀狀態からいひますと斯ういふ場合も全く本人は夢中てやつてる居のてあります。從つて多くの

犯罪の實例に依りますと無罪てあるか若くは非常に輕減されて居るやうてあります。それて裁判上て問題となるべき重要なことは如何なる範圍まてか懷鄉病の原因てあつたか、道義上の念かどの位まて加つて居つたかを見分けることは裁判上て重要てあるか、之を決めることは極めて困難てあります。けれども一般に年少者てあつて道德上にも智識上にも發達か不十分て其行爲の模擬か全く懷鄉病に因つて居るのてあるといふ鑑定を下した場合に、此の如き者は自由意思のない者てある。即ち强迫衝動的に起る場合は自由意思あつて行つたのてないといふ場合で居りますから大體は責任能力でないやうに見られてありますが、中には又道德的にも心理上にも不完全なこともなく又是といふ有力の動機に因つても說明されぬ一種奇態な狀態て起ることもあります。此の如き場合は心理學上ては說明出來ないので精神病學者の方て說明しなければならぬが、今の精神病學の研究としてはそこまていつて居らぬといふことてあります。是が犯罪行爲に責任能力が有るか無いかといふ問題も亦ナカ〳〵困難のことてあります。而して今申しますやうに元來懷鄉病といふものはチョット外觀て分らぬと申しましたか、唯だ夢中て火をつけ或は子供を殺すので能く其子供を聽かして聞いたらいひませうか、客觀的にいふとどういふ原因てしたか分らぬのてありますから、此懷鄉病に因つて犯罪か起つたのてあることを知らず看過されることか多くあるのてあります。

此裁判上のことは私には殆んど分りませぬから是だけにして置きまして、最後に一言致しますのは、元來犯罪なるものは社會における一つの現象てある。故に社會の狀態なり時代に依り若くは他の社會からの影響等に依つて其時に違つた思想か來る、或は社會の狀態の變化を起すと犯罪も亦違つた犯罪かありませうー又思ひも寄らぬ犯罪か起るかも知れぬ。故に現在の立法者か豫知して居るやうな犯罪か幾百年經つてもさういふ犯罪のみて犯罪かあるかどうかは問題てかります。其實例として電氣などか餘り用ひらんて居るない時に出來た刑法時代に電氣を盜んだ者かある。電氣といふものは果して是か物てあるかどうかといふ問題か非常にやかましかつたさうてあります。それて同じく犯罪は其社會現象の變化に遲れて思ひも寄らぬ犯罪か起つて來る。隨つて犯罪か社會との密接の關係あることは明かてありますか、懷鄉病に於きましても維新以前に於ては我邦には嚴密なる封建制度か布かれて居り又交通も不便てある。又階級の制度も限定せられて居つた故に志を立て遠くに離れる。若くは事業をして一儲けしやうといふことか比較的起らなかつたのてある。併ながら現今の如く交通機關か完備し又封建の制度もなく、加ふるに階級制度かないから誰れも奮發すれば一人前になれる。尙更現今の如く工業か發達して來ましたので年若の者か遠く隔つた所まて職工となり勞働者となつて出掛ける隨つて遠く國を去れば去るほど明治維新以後比較的懷鄉病か世人に認られて居なかつたのてありますか、今後は今いふ如く交通か便利になり工業か發達した爲に年若くして職工となり工場に這入るといふやうな狀態てありますが、自然それ等の者の中に懷鄉病に

罹る者が多くなるのであらうと思ひます。隨つて此慣郷病に因つて起る犯罪も亦今の人が壯期して居る以上に多くありはしまいかと思ふ。是は今後刑事政策に從事なさる皆さんが殊に末成年者の中でも特に若き女の犯罪者に就ては注意して細密觀察になつたならば私か述べました此慣郷病に因つて起つた犯罪者が多々あることゝ思はれます。

今日お話致しますのは先づ是だけてありとすが、尚ほ御質問かありさすれば私の知つてゐる限りはお答へ致します。

犯罪の常習と偶發の區別に就て

河野純孝君

犯罪の原因を教誨原簿或は其他の書類に記入するに當りまして此頃二た通りに分けて記入を致して居ります。犯罪の原因は種々樣々ある。或は遊情より起るものもあれば或は酒の爲に起るものもあり賭博其他種々樣々て先刻の話の慣郷の念に驅られて犯罪に陷るといふものもあつて。其犯罪の種類は澤山にございます。我々之れが感化に着手するに當つて大別をすることが便利てある。其大別を偶發的のものと常習的のものとに大別致しまして、偶發的のものは犯罪當時既に其罪を悔いて居るものが多い。常習的に至ては犯罪後尚ほ行刑中にも其罪を悔ゆることの出來ないのみならず、放免後にも其意思を變へるといふことの出來ない者が多いといふことは諸君のお認めになつて居る次第でございませう。それ故に在監中の處遇に付ても、犯斷罪質といふが如き區別よりも常習的の者てあるか偶發的の者てあるかといふことに付いて次體の區別を立て處遇をするといふことは、一方には感化の爲に一方には罪惡傳播を防くといふ點から頗る必要なことてあらうと存します。ところが此偶發的の者てあると常習的の者てあるかといふことが極めて明瞭に分るものか、偶發でも常習とも判定し難い中間に屬するところの者が隨分多うございます。私共往々實際之れが區別を立てるに當つて迷ふ所がございますで世に累犯者と稱する中にも、現に犯した所の罪は偶發的に屬するのもある初犯囚にても常習的の者もございます。そこて犯數に依つて偶發とか常習とかいふことを區分することは無論出來る譯のものてない。初犯囚中の常習と偶發と區分し、又累犯者中の常習と偶發とを區分することは無論必要でございます。が同しく初犯囚中てあつて、尚ほ是は偶發的のものてあるか常習的のものてあるかといふことに付いて區別の付き難いものがある。其一二例を擧けてお話致したいと思ひます。

今日も現に私か新入者として教誨を致しました者の中其類の者が一名ございました。チヨット自分にも其判斷に苦みましてマア自分の考だけて片つけては置きましたが、斯ういふことは各監獄が其方針を一定されて統計等に記入することは他日統計等を取る場合に於て頗る必要思とひます。今日私の遭遇致した犯罪者か新橋驛の車掌をして居る人てございました。其來歷を聞ふて見ますと、明治三十六年以來勤續致して居りまして、其間に日露戰役に際して出征致しまして、其出征中の一年半ほとは車掌の勤務に就かなかつた居るといふことてございますから、軍人としても又鐵道の職員としても極めて其職務には忠實の人てあつたといふことは想像するに餘ある所の人物てございます。其人がどういふ犯罪をしたかと申しますと、掏摸から金を貰つて其犯罪をすることを容易ならし犯罪を敢てするに至つたはどういふ譯てあるかと調べて見ましたところが、本人の申しますには、私は極めて薄給の身分て生活に少しも餘裕のない者てございます。其上に子供が二人ある。それから兄が商業に失敗し拵て加へて兄の妻が病死を致しました。其兄の子供二人を私が引受けて養育しなければならぬことになつた。尚ほ其外に家族として老母が一人居る、其老母が自分の姐の緣付いて居る所へ行くか大變好都合になるがどふも家へ歸つて來るといつも不味い物を食つて居なければならぬといふやうな愚痴を漏らすことも時々聽くので誠に生活狀態に付いて苦慮しつゝある場合てありましたところが其苦慮しつゝある場合に乘せられて不眞の徒か皆うございますが、數月に亘つて九回に掏摸より金を貰つた。其額が百圓餘りに及んてをります。此犯罪者は初犯てあるが偶發的のものてあるか常習的のものてあるかといふことを私は判斷をするに當りましてチヨット迷ひました。本人の平生の志は極めて忠實に職務に勤めやうといふ考を持つて居る。又其平生の行も其志と相伴つた立派な行をしてをる人てあつたが、其人間が何故にさういふ憎むべき人から忌嫌はれるやうな犯罪を致したかといふことを段々本人自身の身になつて私が考へて見ますと、フト其貧乏してをる所へ金を持つて來られたので其金を懷ろにしたくなつて來たといふ偶發的のものとしか想像が出來ない。然らば其犯罪は一度に止つたならば吾々は之を偶發と斷するに何等の疑も起らないのてございますが、それか數月に亘つて九回に及んだ、謂はゆる味を占めて段々美味を吸ひ出したといふやうに見へる。どうしても是は常習的のものといはねばならぬ。入監したことは一度てあるか其犯罪が數月に亘つて九回にも及んだといふ所から考へると既に其犯罪か心に浸潤して居るものと認めなければならぬ。斯く見れば其人間はどうしても常習的のものと見なければならぬ。斯う又考へました。それて犯罪の最初の動機か偶發性に起つたが習慣數回繼續した所より之を常習と見なければならぬことになつている。而して今日に至つて彼の精神狀態は如何てあるかといふに非常に悔悟してをります。先刻も私と話をして居る間は謂はゆる流涕滂沱指く所を知らずといふ有樣て、私も何んとも言葉を續け難る感じも致した次第てございます。そこて私は此犯罪の原因を記入するに、い眞か悪いか其當否は諸君の御判斷に任せますか、偶發的の方へ入れて置き

ました。本人が當初一度金を貰つだ時惡いと知りつゝ之を受けたさいふのは偶發であつたが二度目に貰つた時にはどうも良くない事てあるかと思つて受けた。九回の多きに及ぶ間いつも其度毎に懸愧の念を含みつゝ受取つたさいふ所を考へて見まするど、犯罪が數回に及んでも之は常習さいふことは出來ないであらうかと斯う私は思ひます。然るに之に反して犯罪をしたことは一度てあるが是までに親に無心をいつて親の金を貪つて使つた親が愛想をつかすと親類へ行つて盜むさいふことはしないが種々の手段を廻らして金を借るか若くは貰ふさいふことをして親類にも既に愛想をつかされて、さうして犯罪したくはなかつたけれども餘義なく人の物を盜まなければならぬことになつて刑を受けるに至つたさいふのもございます。斯ういふ者は犯罪は一度であるけれどもどうも其來歷を調べて見るど常習的のものとする方が當然であらうかと存じます。これに類するものは澤山あらうと思ひますが、斯ういふ者は凡そ各監獄にて方針を定め之を何れかに區分を立てる所の標準を決めて置くさいふことは他日統計を作る上に於て必要であらうと思ふ。又之を處遇し感化する上に於ても必要な事柄であらうと存じます。此ことを私は平生自分にどちらへ付けたらよいであらうか。と心が多岐に亘つて惑を生ずることに度々遭遇致すのでありますから玆に問題として諸君から適當なる標準をお示しに預りたいと思ひます。唯た是たけのことを皆さんに相談致して見たいと思ひまして此時間を拜借致しましたのであります。

寄書

●監獄衛生雜感（其十二）

金澤　石崎貧樂生

(一一一)Strafgefangene geisteskranker verbrecher 精神病犯罪者の監置法　在監者の特に受刑者の精神病に罹れる場合は早期に處刑を中斷し監獄に附屬せる精神病院に轉置せしむブルクザールに於ける規定は重篤なる變質者にして放免の危險なるものは之を刑期の終了と共に一先つ之をハイデルベルヒの「クリニツク」に送致し其經過を見て他の精神病院に收容す

附屬病監に於て治癒せる場合には元監獄に還附す然れども病監にありては輕快すれども還附するときは再び增惡するの例鮮少ならず故にハイルブロンチル氏は病監に主監を設置し一定時間試驗の上服役に堪ふることを決定し後病監に移すべき者なりと建言せり不治性精神病者にありては刑期を中斷して出監せしむ普魯西の附屬精神病血の規定によれば病監の期限を六ヶ月と定め此間病狀を監査し慢性と診斷せしものは一般の精神病院に監置し短時性輕快の者を監置するを例とせり然れども精神病院にて治癒せる時は再び刑期の殘餘を服役せざる可らず而して入院中の日數は刑期に算入せられず

故に附屬精神病血は利益ありと雖反對者は治療の不完全にして常に監獄醫と司獄官の調和を缺き奏効著しからずと云ふと雖兩々相提携して改善を計るに於ては功果の顯はるべきを信ず

犯罪精神病者の多くは意識清明、擧止整然、作業能力あり彼の錯亂皆迷狀の場合は稀なり殊に多くは變質者にして亂暴、不柔順の性格を見はし爲めに監獄醫及び官吏に多大の困難を感せしむるものなり中には逃走を企圖し之に要する驚くべき器械を密造することあり故に構造に注意すると共に戒護者の人選に注意し特別の敎養ある者を要す

監房は單獨を避け作業は單簡なる者を撰べし室內及び庭園作業の他、紙細工、木細工を行はしむ可なりブルツクザール附屬精神病監の調査によれば遺傳（精神病、酒客、）私生兒、敎育は强制敎育、職業は

こと之なきときは他精神病院に送らざる可らず然れども其手續繁雜にして時日を浪費し病者の爲めにも處刑の本意にも不利益多し

ザクセン及び普魯西に於ては刑事被告人及び刑の免除者をも收容し居れり

本病監にありて刑期終了に至るも尙ほ全治せざるものは之を他の精神病院に轉置せしむブルクザールに於ける規定は重篤なる變質者にして放免の危險なるものは之を刑期の終了と共に一先つ之をハイデルベルヒの「クリニツク」に送致し其經過を見て他の精神病院に收容す

附屬病監に於て治癒せる場合には元監獄に還附す然れども病監にありては輕快すれども還附するときは再び增惡するの例鮮少ならず故にハイルブロンチル氏は病監に主監を設置し一定時間試驗の上服役に堪ふることを決定し後病監に移すべき者なりと建言せり不治性精神病者にありては刑期を中斷して出監せしむ普魯西の附屬精神病血の規定によれば病監の期限を六ヶ月と定め此間病狀を監査し慢性と診斷せしものは一般の精神病院に監置し短時性輕快の者を監置するを例とせり然れども精神病院にて治癒せる時は再び刑期の殘餘を服役せざる可らず而して入院中の日數は刑期に算入せられず

故に附屬精神病血は利益ありと雖反對者は治療の不完全にして常に監獄醫と司獄官の調和を缺き奏効著しからずと云ふと雖兩々相提携して改善を計るに於ては功果の顯はるべきを信ず

犯罪精神病者の多くは意識清明、擧止整然、作業能力あり彼の錯亂皆迷狀の場合は稀なり殊に多くは變質者にして亂暴、不柔順の性格を見はし爲めに監獄醫及び官吏に多大の困難を感せしむるものなり中には逃走を企圖し之に要する驚くべき器械を密造することあり故に構造に注意すると共に戒護者の人選に注意し特別の敎養ある者を要す

監房は單獨を避け作業は單簡なる者を撰べし室內及び庭園作業の他、紙細工、木細工を行はしむ可なりブルツクザール附屬精神病監の調査によれば遺傳（精神病、酒客、）私生兒、敎育は强制敎育、職業は

土工職等下級者多し病者の種類は早發性癡呆變質者、ヒステリー、痴愚、好訴、癲癇、偏執病、中酒性等の順序なりき又た財産、風俗に關する罪多く又た變質者は刑期終了と共に多く全治若くは寛解し釋放せらるゝを見れ共早發癡呆は不治性にして他精神病院に送らるゝ者多し

(一一三)精神性低能者 Psychische minderwertigkeit の數は監獄に於て實に鮮少ならずレンブアン、アシャツヘンブルヒ氏等の報告によれば約七五%を得たりと殊に習慣犯罪者の中に多數を占め今ブルクザールの一監獄にては詐欺又は竊盜罪にて二犯以上のものゝみを收容する所は其大部分精神低能者に屬するを見る

精神低能者は一般に於て秩序的にして諸般の命令に能く服從し處刑に適する場合比較的多し只其少數が時に不良の症狀を呈することあり著者は三年半に亘る間に於て漸く七人の精神病者を出せしに過ぎざりき而して全國三二二人に比較するときは約二%なりき故に處刑を續行するも左して不良の結果を將來するに至らず最も重篤なる變質者は只男子囚徒の中に少數の範例を見るに過ぎずと精神低能者に對し特に監置機關を設け不定限的治療を施すべしとの說あるも之に伴ふ諸種の弊害あるのみならず國家財制上困難なりとすブルクザール監獄に於て大部分の低能者及び僅少の變質性素因を有すれども而も尙ほ處刑に適當し左して不良の結果を生ぜざるが如し只監獄醫其精神狀態を監督注意し若し精神症狀發起せる場合には適當の治療を施し必要により附屬精神病監に轉置すれば足れり

(一一四)Beier, still und waldschmidt, 酒精(其刑法上及社會上の關係)並に之に對する防止法に付論したる後酩酊中に犯罪を遂行したる人の大多數は責任及罪惡の感情を有することを以て其論據とせり中酒者は之を酒客院に入院せしむべし酒客院は監禁式と自由式とを併用せんとを望む是れ酒客は其意思に反して入院せしむるを得べしと雖先つ患者の同意を得て入院する樣試に是を勸告するを可とす平均六ヶ月間の入院治療の後には後處置を必要とす此目的には一般に禁酒會其他の共濟會を利用すべし

(一一五) Becker. Die simulation von krankheiten u. ihre beurtheilung. Unter mitwirking von Prof. Dr. ratur Hartmann. Dr. friedrich leppmann, stab-arzt. Dr. ewald stier u. Dr. karl wessely. Herausgegeben u. bearbeitet von Dr. l. becker. gelcein. medizinalrat in berlin 298. seiten, leipzig. verlage von georg thieme. 1908. Preis 8. M.

(一一六)孛漏生國の感化事業　十九世紀の初葉フリードリヒ、ウイルヘルム三世の時宰相ロータの努力に由るロータ風に未成年者を牢獄に投ずるの有害なるを慨し同志を翕合し伯林感化協會なるものを起しハレツシエストーフ(市內)に一感化院を設立せり次で司法省令を以て未成年者に刑の執行猶豫を與ふることゝして感化院に入院せしめ更に郊外に大感化院を建設したりツエーレンドルフ感化院は實に此時に創まる

當時强制敎育なる名を以てし牢は懲罰的訓育に依りしは事業の幼稚なりしによる千八百三十三年ヴイーヘルンが篤儕に「ラウヘスハウス」を起して家族主義の感化敎育を施すありプレツツエンゼーのヨハンヂスステイフトが「バヴリイヨンジステム」を創むるあり漸次研究の結果感化敎育は懲戒を旨とすべからず寧ろ豫防に重を置くべしとて茲に本事業遂行の主義方針一轉するに至れり

是に於か千八百九十五年閣令を以て刑の執行猶豫の規定を發布し次で千九百年保護敎育法を發布せり州は不良少年を保護敎育するの義務を負ふ之を何れの保護院に入らしむるかは全く市町村長の自由裁量に屬す

小學校敎員は其就學義務終了の少年を自己擁護の下に固き團結を形成せしむることに努めたらんには不良少年の輩出する道なきに至らん時間利導の爲に俱樂部を設け圖書館を開き同窓會を開く等の如し

之れ當局大臣の訓令による者なり

伯林市役所には少年部あり部長はドクトル、シユースター氏なり養育事業及感化事業を管轄す感化教育には「眼光を換へる」と云ふこと頗る必要なり年中狹隘なる室内に收容し單調無味の生活を送らしめんか自ら氣を腐らして遂には感化の功を擧ぐること能はず是に於てか獨國諸感化院の間に於ては「院兒の交換」と云ふこと頻々行はる之れ良好の影響を精神上に及ぼせばなり院兒を感化田園に送り又は遠洋漁業に從事せしむ（獨國には感化船なし）成蹟特に佳良なりと云ふ漁期迫くれば歸院す之等は健康上頗る有利なりとす

（一一七）受刑者の死亡統計　受刑者の死亡をして自由の良民に近かしむることは年來の希望なり然とも全く差なき迄に減少することは至難なりとす受刑者の平均生活年齢は之を確定すること殆んと不可能なりと雖良民にありては日本は平均三十八歳英國は五十歳なり死亡の最も多きは生後一歳迄なり夫より年齢の加はるに從て減少す最少なきは十歳乃至十五歳の間とす受刑者は自由を剝奪され精神を抑壓され衛生上に於て已に損害を被り居るもの時により處遇に寬嚴ありと雖衛生的保障は常に最少極限に限らるゝ者の如し新刑法實施以來刑期長き者多しと雖各自由刑か全く健康傷害の最大極限たる人命全滅即ち受刑者死歿の臆斷ならざる限りは監獄に於ても衛生上大に盡すべき者なりとす洋の東西を問はず受刑者の多くは二十乃至四十歳の間の者最も多く之等が監獄生活の爲に生命を短縮することは爭ふ可らざる事實なりとす從て死亡數の多きも亦た止を得ざることなるべしベール氏は受刑者の死亡は十%を以て平均數とす之を超過するは衛生制度不良なるの徵なりと我國明治二十八年間三十三年迄の平均死亡數は四〇、七%なりしか明治二十五年より同四十年迄の平均數は二二、八%となれり之を歐米の各統計に比較するも漸次監獄衛生進歩の狀況を認むることを得べしと雖尙ほ良民死亡者の最大多數を占むる小兒及老者を含有せざるを以て之を良民死亡數に比較するときは懸隔も亦甚しと云ふべし局に監獄衛生に中れる諸君緊褌一番彼等死亡數の減少に努力せられんことを望む

統計

明治四十三年二月末日現在在監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
刑事被告人	七、一一六	三七九	七、四九五	七、四一八	七、二八九	七七	二〇六
受刑者	六〇、二五三	三、六二一	六三、八七四	六三、二一九	四九、三二九	六五五	一四、五四五
勞役場留置者	八五〇	一九二	一、〇四二	八五〇	四二六	一九二	六一六
懲治人	五三六	三二	五六八	六三一	一、二一三 △	六三 △	六四五
携帶兒	四〇	四五	八五	九四	六二 △	九	二三
總計 監獄	六七、七八七	四、一四〇	七一、九二七	七一、一七六	五七、二〇三	七五一	一四、七二四
總計 警察署留置場	一、〇〇八	一二九	一、一三七	一、〇三六	一、一一六	一〇一	二一
總計	六八、七九五	四、二六九	七三、〇六四	七二、二一二	五八、三一九	八五二	一四、七四五

備考　本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	男	女	刑事被告人	受刑者	計
清國	一三			五二	六五
韓國	一			一三	一四
英吉利同				二	二
佛蘭西同	一			一	二

明治四十三年二月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男女計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
竊盜	二七、一七六	一、三七六	二八、五五二	二八、四〇	二三、七八七	△ 一二	四、七六五	一、七六一	△ 一二八
強盜	三、六八七	一三	三、七〇〇	三、七〇八	三、七六八	△ 八	△ 六八	三〇	△ 四
賭博及ヒ富籤	五、五九五	二二四	五、八一九	五、四二八	二、八六五	三九一	二、九五四	一、一〇八	四六四
詐欺及ヒ恐喝	六、三二八	二四九	六、五七七	六、三六二	三、五三五	二一五	三、〇四二	五九七	八一
橫領	二、三九三	九二	二、四八五	二、三九八	七六三	八七	一、七二二	三二九	四八
贓物ニ關ス	八五二	一一三	九六五	九五五	六二二	一〇	三四三	一一五	二九
毀棄及ヒ隱匿	一四四	四	一四八	一五一	一四五	△ 三	三	△ 一〇	七
通貨僞造	六二二	五	六二七	六二一	六九三	△ 六	六六	△ 一〇	二
文書、有價證券僞造、印章僞造	二、〇八五	六四	二、一四九	二、一六四	一、七六〇	△ 一五	三八九	一四八	二〇
	五六〇	六	五六六	五六八	五五三	△ 二	一三	二六	一
僞證及ヒ誣告	一七五	一	一七六	一七三	一三五	三	四六	七	四
瀆職	七五	一	七五	九二	二九	△ 一七	四六	七	一
猥褻姦淫及ヒ重婚	三六六	三三	三九九	三九二	三〇七	七	九二	二三	一
傷害	二、七一八	三二	二、七五〇	二、七八一	二、一五三	△ 三一	五九七	二〇八	一九
殺人	二、九一〇	三〇〇	三、二一〇	三、一九九	三、〇九八	一一	一一二	四八	一一
嬰兒殺	八六	二九一	三七七	三八一	三四八	△ 四	二九	七	一

統計

法	逮捕及ヒ監禦	三〇	五	三五	四四	二五	△ 九	一〇	一	一
	墮胎	三九	八	一二七	一三三	六三	△ 六	六四	二二	一
	公務執行妨害、逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	一一二	五	一一七	一二五	一〇三	△ 八	一四	一七	五
		五二	二	五四	五三	三〇	一	二四	四	四
	騷擾	六三	一	六三	六七	七九	△ 四	一六	一	一
	放火	一、九三四	四六四	二、三九八	二、四一七	二、四一三	△ 一九	一五	二七	一
	住居ヲ侵ス	一三六	一	一三七	一四五	六二	△ 八	七五	一一	△ 二
	暴取及ヒ誘拐	九七	二六	一二三	一一七	三〇	六	九三	一五	二
	陸海軍刑法	一〇一	一	一〇一	一〇七	八九	△ 六	一二	六	△ 五
	諸森林法	四九二	二	四九四	五〇一	二五八	△ 七	二三六	一一七	五四
	規徵兵令	二二	一	二二	二〇	一三	二	九	五	△ 三
	則郵便及ヒ電信法	八四	一	八四	八五	六九	△ 一	一五	一〇	一
	諸稅法	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	以上列記以外ノ刑法及ヒ諸規則違犯罪	一、三一九	二二五	一、五四四	一、四九二	一、六二八	五二 △	八四	四四	五四
	總計	六〇、二五三	三、六二一	六三、八七四	六三、二一九	四九、三二九	六五五	一四、五四五	九、一〇九	一、三六六

明治四十三年二月末日現在在監人員監獄別表（△は減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
關東	一、五〇三	九七四	一一二	一	四	二、五九三
市谷	一	六五六	一	一	一	六五六
巢鴨	一	二、八八五	一	一	一	二、八八五
横濱	一五五	一、六四五	四五	一五二	二	一、九九九

| 東區 | | |

北海道	函館	一一	一六一	三六四	一一	一一	一一	一一	三八六
	札幌	二三九	六二三	一	一	一	一	七八五
	樺戸	一	一、七〇四	一	三一	一	二八	七	二、〇〇九
	網走	一	一、三四二	一	一	一	一	一	一、三四二
	十勝	三〇	七一六	一	一	一	一	一	七一六
	監獄	七、二九四	一、三七七	一	一	一	一	一	一、四〇七
	留置場	二〇一	六二、九六六	一、〇一四	五六八	八五	七一、九二七
	計	七、四九五	九〇八	二八	一	一	一	一、一三七
		七七	六三、八七四	一、〇四二	五六八	八五	七三、〇六四
總計		七七	六五五	一九二	△六三	九	△八五二
增減（前月ニ比シ）				△	△		
減（前年ニ比シ）		二〇六	一四、五四五	六一六	六四五	二三	一四、七四五

救護事業

○出獄人保護に關する司法大臣の訓示

岡部司法大臣は本月十八日地方官會議の爲め滯在中の府縣知事を官邸に招き出獄人保護に關し大要左の趣意を訓示せられたり

監獄行政に關連する事項の中特に各位の盡力を乞ひ度き一事あり出獄人保護事業即ち是なり蓋出獄人保護の事たる本と慈善事業に屬し國家行政の問題と爲すよりは寧ろ社會問題として之を解決すべき性質のものならんと信ずるも其效用より之を觀れば直接に監獄行政と相牽連し其成績の如何は監獄事業に至大の影響を及ぼすべきものなるが故に獄政統轄の任に在る本大臣は茲に此問題を提出して各位の注意を喚起せんと欲す各位請ふ之を諒せよ抑監獄の行政は其事務頗る複雜にして多岐に渉り其目的とする所も亦一樣ならず或は一般世人を警戒して非違の實行を斷念せしむることあり或は改善不能の兇徒を拘束して罪惡の傳播を防止することあり其他現行の制度に依れば死刑を執行する事の如き罰金不納者を監置する事の如き何れも監獄行政の範圍に屬すと雖も現今監獄事業の本領とする所は自由刑執行の爲め拘禁したる囚徒を懲治感化し過を改め善に就かしめ出獄後犯罪を再び せざらしむるに在り此目的を達する爲め國家は斷へず監獄法規の改正と司獄官吏の精選に努め巨費を投じて獄舍の設備を完全にし囚人處遇の途に於て注意至らざる所なく即ち紀律を嚴にして懶惰放逸の惡習を矯め敎誨を施して人道の尊ぶべく國家の重ずべき所以を敎へ普通敎育を受けざりし者には敎育を與へ職業の素養なき者には職業を授け只管彼等の良能を啓發し勤勉勞作の美風を養成するに努力するのみならず常に彼等の健康を慮り糧食被服を始め衛生の事に於て毫も遺漏なきを期す左れば兇惡不逞の徒と雖も獄內の敎養に因り眞心前非を悔悟し出獄の後は必ず正業に就き勤勉力行往過の恢復を計り後來の良果を期する者尠しとせず然るに彼等が一度獄門を出づるや倚るに親族なく託

するに住家なく衣に窮し食に困じ饑寒頓に迫らんとす而して社會は之を待つに刑餘の廢人を以てし行路猶は歩を同ふするを屑とせず況んや衣食を貸賑し職業を授與することを之れ爲さんや此に於て乎元來意思薄弱の病ある出獄人等は自暴の念自棄の情之を抑へんと欲して抑ふる能はず終に無賴不義の舊態に復し再び罪辟の深淵に陷るを常とす事玆に至れば國家が巨費を投じて經營せる行刑の施設は何等の效なく多年丹精を盡したる司獄官の苦心も一朝にして水泡に歸す豈に復た遺憾ならずや出獄人保護の事業は實に此憫むべき刑餘の者を扶掖して正路に導き以て國家行刑の大旨趣を貫徹せんとするものにして之を一般社會問題の上より觀れば慈善事業の先驅と謂ふべく之を刑事政策の上より觀れば監獄事業の繼續と謂はざるべからず是故に歐米文明の國に於ては監獄の改良と同時に保護事業の發展を圖り今や彼土に於ける保護會の事業は其範圍頗る廣く其成績大に見るべきものあり我邦に於ても夙に斯業奬勵の必要を認め明治十四年舊監獄則第三十條及び明治二十二年內務省訓令第五五二號に於て其旨趣を表明し爾後屢次當局大臣の訓示を以て監獄官吏に對し保護會の設立を督勵する所あり殊に明治四十年度より每年金壹萬圓を保護會の奬勵費として豫算に計上し之を各府縣の保護會に配賦して其發達を助けたるより近時稍や世人の注意を惹くに至りたるも之を全國に徵するときは今仍は一個の保護會たに存ぜざる地方少なからざるのみならず既に存在する保護會の業務も其活動の範圍甚だ狹く未だ以て十分に保護の需用を充すに足らざるは本大臣の常に遺憾とする所なり仍て思ふに此事業の發展は目下の急務にして一日も等閑に附すべきに非ず而して其發達を促す最良の方法は地方の民心を指導せらる各位の助力を煩はすに如くものなしと信ずる從來地方長官中既に此事に着眼し或は協議案を定め或は縣令を發し斯業の皷吹に盡瘁せられたるものあるは本大臣の大に喜ぶ所にして爾後益々此種の盡力あらんことを切望して止まざるなり

右訓示と共に出獄人保護に關する參考書として德島縣出獄人保護協約、群馬縣出獄人保護規程竝にバーデン大公國地方保護會

準則及同中央事務所定款を印刷したるものを配付せられたるが前示德島及群馬兩縣の分は施行の始に於て本誌に揭載しだれば左にバーデン大公國に於ける保護會準則竝に中央事務所定款を揭ぐ

獨逸聯邦バーデン大公國地方保護會準則

（千八百八十二年制定）

第一條　保護會ハ出獄人ヲシテ善行ヲ保チ其民ノ社會ニ復歸スルヲ容易ナラシムル爲メ其精神及身體ヲ保護シ殊ニ彼等ニ正業ヲ紹介スルヲ目的トス

第二條　保護會ハ男囚ニ限リ之ヲ保護ス（註女囚ニハ別ニ女囚保護協會ノ設備アリ）保護ヲ與フルニハ本人自ラ之ヲ求メ且ツ性格身上ニ徵シ保護ヲ與フルノ價値及必要アルコトヲ要ス此條件ヲ具フル者ニハ本人カ固定ノ職務ニ就キ若クハ安全ナル地位ヲ得又ハ永久ニ本國ヲ去リ若クハ保護ヲ與フルノ價値ナキコト明カナルニ至ル迄保護ヲ與フ

保護ハバーデン大公國ノ監獄ヨリ釋放セラレタル受刑者及バーデン大公國ノ臣民ニシテ他國ニ於テ刑ノ執行ヲ終ヘタル者ニ對シ之ヲ與フルヲ常例トス然レトモ未決囚ニ對シテモ亦保護ヲ與フルコトヲ得、未成年ノ出獄者ハ特別ノ注意ヲ加ヘテ之ヲ保護ス

第三條　保護會ハ各區裁判所ノ管轄地域ヲ執務區劃トシテ之ヲ設置シ其地域內ノ住民ニシテ適意ニ會費ヲ支拂ヒ又ハ保護者タルノ任務ヲ擔當スルノ義務ヲ負ヒ會員トナリタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

入會ノ手續ヲ爲ササルモ職務ノ關係上保護事業ニ對シ利益ヲ有スル者ハ之ヲ會友（準會員）トス

第四條　各區裁判所所在地ニ地方保護會理事會ヲ置ク理事ハ自ラ新ニ理事ヲ選擧スル權ヲ有ス

理事會ハ會ノ事務ヲ告知シ之ヲ議定スル爲メ地方保護會會議ヲ招集スルコトヲ得會員ノ五分ノ一ヨリ大會招集ノ請求アリタルトキハ其手續ヲ爲スコトヲ要ス

保護會ノ會計ハ每年一月ニ之ヲ終結シ會員ノ閱覽ニ供ス保護會ノ會計ニ屬スルモノ左ノ如シ

一　現ニ存在シ若クハ將來取得スヘキ資金及之ヨリ生スル利息、會費、寄附金品——右ハ會ノ目的ニ應シ自由ニ處分スルコトヲ得

二　出獄人ノ身柄ト共ニ委託セラレタル工錢又貯蓄ー右ハ被保護者カ理事會ヨリ保護ノ價値ナキ者トノ宣言（此宣言ヲ爲スニハ豫メ二回ノ訓戒ヲ施シ而カモ其効ナカリシコトヲ要件トス）ヲ受クル迄ハ保護會ノ資產ニ加ヘ本人ノ利益ノ爲メニ之ヲ使用ス保護ノ價値ナキ者トノ宣言アリタルトキハ右ノ額ヲ資產ノ內ヨリ控除ス

三　中央保護會ノ會計ヨリ支給シタル補助金——右ハ中央保護會ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ使用ス

第五條　保護ハ出獄人ノ歸住地ノ地方保護會ニ之ヲ委託ス出獄人裁判所所在地以外ノ地ニ歸住スヘキトキハ直接ニ其他ノ會員又ハ會友ニ本人ノ保護ヲ委託スルコトヲ得此場合ニ於テハ理事會ヨリ保護者ニ對シ其旨ヲ通知ス

委託スヘキ保護會ヲ定メタルトキハ遺意ナク其旨ヲ告知スヘシ
稱ニ本人ノ職業ヲ見出スヘキ必要アル場合ニ於テハ速ニ其手續
ヲ爲シ同時ニ本人ノ素行及職業ニ關スル技能智識其他參考ト爲
ルヘキ事情ヲ通報スヘシ
出獄スヘキ者中央監獄ニ在ルトキハ其監獄ニ於テ直接ニ委託ノ
手續ヲ爲シ本人所有ノ工錢ヲ保護會ニ送致スヘシ本人部監獄又
ハ區監獄ニ在ルトキハ區裁判所又ハ釋放地ノ保護會ニ於テ委託
ノ手續ヲ爲シ工錢ハ之ヲ送致セス釋放地ノ保護會ニ於テ委託ノ
手續ヲ爲スヘキトキハ拘禁中本人ヲ訪問シ其他相當ノ方法ヲ以
テ準備ヲ爲スヘシ被保護者甲地ヨリ乙地ニ移轉スルトキハ本人
所有ノ工錢ヲ添ヘ甲地ノ保護會ヨリ乙地ノ保護會ニ委託ノ手續
ヲ爲スヘシ

第六條　他國ニ於テ保護ヲ委託シ又ハ他國ヨリ保護ノ委託ヲ受ク
ルニハ各場合ニ付キ相當ノ方法ニ依リ其手續ヲ爲ス

州ニ地方理事會ナキトキハ保護會ノ會員又ハ會友ニ委託ス

第七條　釋放前保護ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタル爲メ保護會ニ委
託セラレサリシ出獄人ト雖特別ノ事情アル場合ニ於テハ事後ノ
情願ニ依リ之ニ對シ保護ヲ與フルコトヲ得

第八條　各被保護人ニ與フル保護會ノ保護ハ理事自ラ之ヲ擔當シ
又ハ會員會友若クハ出獄人ノ親族故舊ノ中ヨリ特ニ本人ヲ訓戒
誘掖スル爲メ選任セラレタル保護者ニ之ヲ委託スルコトヲ得此
場合ニ於テハ保護者ハ理事ニ對シ保護ノ成績ヲ報告スヘシ保護
ハ殊ニ左ノ行爲ニ依リ之ヲ實施ス
　職工徒弟傭人等ノ賑ニ就カシムルコト、病院養育院等ニ附託
スルコト、得意先ヲ紹介スルコト、勞働衣、器械、製作原料
家具ノ調達ヲ周旋スルコト、歸住又ハ移住ヲ容易ナラシムル
コト、貨物ヲ受出スコト、必要アル場合ニ於テハ現金ヲ給與
スルコト

第九條　大公國ノ地方保護會ハ合シテ聯合保護會ヲ組織ス聯合保
護會ノ事務ハ中央事務所ニ於テ之ヲ掌ル、中央事務所ハ保護會
ニ關スル全般ノ事業ヲ指導シ各保護會ニ共通ノ事務ヲ處理シ現
存スル資金、蒐集シタル敷入、國家ノ補助金其他ノ所得ヲ以テ中
央會計ヲ組織ス、地方保護會ハ毎年一月中會計報告書ヲ添ヘ事
業年報ヲ聯合保護會ニ提出シ中央事務所ハ之ヲ整理シテ年報ヲ
編纂ス

獨逸聯邦バーデン大公國聯合保護會

中央事務所定款抄

（千八百八十三年制定）

第一條　聯合保護會ノ中央事務所ヲカールスルーヘ府ニ置キ七人
乃至十人ノ會員ヲ以テ其事務所ヲ組織ス右會員ハ本會設立ノ際
ニハ司法教學大臣之ヲ選任シ將來ニ於テハ會員自ラ之ヲ選定ス
前項會員ノ外司法教學省及バーデン婦人協會本部ハ各一名ノ代
表者ヲ中央事務所ニ差遣ス右代表者ハ之ニ因リ中央事務所ノ會
員トナル

第三條　中央事務所ノ會員ハ會頭一名其代理者其他必要ナル役員
ヲ互選ス

第四條　中央事務所ハ保護會ニ關スル全般ノ事務ヲ統轄シ中央會
計ヲ管理シ有ラユル方法ヲ以テ地方保護會ノ働ヲ輔佐シ必要ア
ル場合ニ於テハ之ニ補助金ヲ與ヘ其定款ノ執行ヲ確保ス但地方

教誨師事業

保護會ノ定款ハ千八百八十二年制定ノ準則ニ適合スルコトヲ得
ス、

中央事務所ハ保護會以外ニ於テ行ハルル保護事業ニ對シテモ常
ニ注意ヲ怠ルコトナク務テ其發展ヲ圖ルヘシ

第五條　中央會計ニ屬スル金品ハ男女出獄人ノ保護、保護事業ニ
關スル一般ノ經營、竝ニ保護事業ニ連關スル目的ノ爲メ之ヲ使
用スルコトヲ得

第六條　中央事務所ハ必要アル場合ニ於テハ他國ニ於テ爲スヘキ
保護ノ委託又ハ他國ヨリバーデン國ノ保護會若クハ其會友ニ對
シテ爲ス保護ノ委託ニ付キ紹介ノ勞ヲ執ル

第八條　中央事務所ハ毎年一月地方保護會ヨリ送致スル年報及會
計報告ヲ調査整理シ之ニ中央事務所ノ事業成績ヲ添ヘテ保護年
報ヲ編述ス

保護年限ハ少クモ各地方保護會ニ告示スヘシ

第九條　各地方保護會ハ中央事務所ニ對シ申立ヲ爲シ且ツ自己ノ
費用ヲ以テ中央事務所ノ會議ニ參列シ決議ニ加ハルコトヲ得
中央事務所ハ通常特ニ申出アル場合ノ外地方保護會ヲシテ其會議ニ
招集スルコトナシ然レトモ中央事務所ノ費用ヲ以テ他所ニ在ル
會員ヲ會議ニ參列セシムルコトアルヘシ

第十條　左ノ事項ニ付テハ聯合保護會ノ決議アルコトヲ要ス
一　中央保護會ノ會則又ハ地方保護會ノ準則ヲ變更シ又ハ補
充スルコト
二　全國ニ對シテ適用スヘキ施設ヲ定ムルコト
三　二千マルク以上ノ金額ヲ中央會計ヨリ支出スルコト
四　中央事務所カ緊要ナル事件ニ付キ聯合保護會ノ決定ヲ請
求スルトキ
五　地方保護會ノ四分一又ハ全國保護會員ノ四分一以上ヲ包
含スル地方保護會カ中央事務所ノ拒絶シタル申立ニ付キ聯
合保護會ノ決定ヲ求ムル旨ヲ決議シ其招集ヲ申出タルトキ

第十一條　聯合保護會ノ總會ハ中央事務所ニ於テ之ヲ開催ス
聯合保護會カ第十條第五號ノ規定ニ依リ申立ヲ受理シタルトキ
ハ中央事務所ハ總會ヲ開催スルコトヲ要ス

○下野保護會の創立

安松典獄の赴任後鋭意熱心に計畫しつゝありし出獄者保護事業は監獄職員の後援を得漸次裁判所其他市内各官衙の吏員並に宇都宮市民より多大の同情を收むるに至りたるを以て春季皇靈祭の佳辰をトし下野保護會なるものを組織し會長には知事中山已代藏氏を推し副會長には檢事正奥村靖氏常

務幹事には檢事鳥倉龍吉望月彦吉並に安松典獄之に當ることゝなり假に同會事務所を同市一條町に設けたるが成立發表の當日直に拾圓を寄贈せるも五圓を寄付せる者あり當事者は將來成果を擧ぐる吉兆なりと喜び居れり、其趣意書並に會則は左の如し

設立趣意書

國家に犯罪ある獨人に疾病あるか如し病者其病を治せされは體軀調を失ひ終に起つ能はさるに至る國家に於ても亦之に同し遂に犯罪を醞除するの策を講せされは誘善懲惡の徒益鵠梟の欲を逞くし公安を破壞するに至るや必せり是を以て國家は健全なる幸福の增進を期せんか爲め疾病の病院に於けるか如く監獄を設置し囚徒を拘禁し因て以て犯罪を防遏せんとす然れとも疾病の治癒は病院に委するを以て足れりとせす病退の後猶靜養を要するか如く犯罪に於ても亦唯監獄のみを以て能事了れりと謂ふ可らす

抑出獄の後再たび罪を犯すは犯さゝるを得さる事情に驅られ已むを得さるに出つるを以て常とす蓋一たび刑辟に觸れは社會の信用を失ひ容易に人なく歸るに處なく貪ふに物なく徹ふに衣なく飢寒交迫り再たび罪を犯すの外復た途なきに至れるものなり佳昔夏の禹王は車より下り泣きて罪人を痛む況んや刑餘頼る處なき者に於てをや然れは此等の徒をして生業に就かしめ再たび危害の發するを防くの要あるは爲政上缺く可らさる事にして夫の病退後の靜養に於けるか如し加之此等不幸の者を救濟し之をして眞民と俱に伍するに至らしむるは豈吾人か同胞に對する當然の道にあらすや是れ夙に各地保護機關の設立ある所以なり然るに我栃木縣に於て未た之か設けあらさるは甚た遺憾とす乃ち我曾茲に本會を設立し刑餘頼る處なき者若くは刑辟に觸れんとする者を收容し此等の徒をして生業に就き獨立自營の途を得而して止惡作善の信念を養成し善眞なる國民とならしめ以て國家爲政の精神に副ひ以て同胞に對する人道を盡さんことを期す切に冀くは博愛慈善の諸賢本會設立の趣意を賛襄協力せられんことを

會則

第一條　本會ハ出獄者其他必要ト認ムル者ニ保護ヲ與ヘ獨立自營ノ途ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

第二條　本會ハ會員ノ醵金及ヒ慈善家ノ寄附金品ヲ以テ維持スルモノトス

第三條　會員ノ醵金ハ一口金三錢以上トス

第四條　本會ニ關スル重要事項ヲ諮詢スル爲メ名譽顧問若干名ヲ置ク

第五條　慈善家ノ寄附及ヒ會員ノ義捐金ハ總テ名簿ニ登錄シ永久保存スルモノトス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

役員ハ無報酬トス

一會長　一名

本會諸般ノ事務ヲ總理スルモノトス

一副會長　一名

會ヲ補佐シテ諸般ノ事務ヲ處辨シ會長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

一幹事　若干名內三名ヲ常務幹事トス

會長ヲ補佐シテ諸般ノ事務ニ從事ス

一書記　若干名

庶務及ヒ會計事務ニ從事ス

○大分縣保護會評議員會狀況報告

大分縣保護會にては本月二日通常評議員會を開き明治四十二年度經常費收支決算並に事業成績を報告し四十三年度經常費豫算其他に就て協議せり同會は知事千葉貞幹氏を總裁に典獄を顧問とし着々事業の成績を擧げつゝあり同日協議決定したる事項左の如し

協議事項

一、大分監獄中津分監所在地に保護機關の設備なき爲め同分監出獄者中保護を要するものあるも其の目的を貫徹すること能はざるを大分監獄關典獄は之を遺憾とし設立の件を付議したるに其必要を認め滿場一致の協賛を得今般同分監所在地へ本會支部を設立し同分監出獄者中親族故舊の頼るべきなく自活に苦しむ不幸可憐のものに對し相當保護を加へ斯業の目的を貫徹することに決定せり

二、本會所在地は西北風常に激衝し屋根瓦を破壞脫落する等風害多く就ては昨年始息的に或る一少部分に對し漆喰付修繕を加へたるも尙は完全にして將來家屋保存上有害たるを認め此際必要の箇所漆喰付工事施行のことに決定せり

三、本會被保護人收容所西側へ長五間幅一間の防風林設置の爲め適當の樹木植付のことに決定せり

四、本會事務所及被保護人收容所現在敷地は借入地なるも近來當地方各種事業の擴張發展に伴ひ所要地の買收者多く從て土地代金漸次高直各地主に之を好機とし借地の返還を求め他に賣却する等諸種利害關係より買收の必要を認め依て此際現在敷地悉皆買收のことに決定せり

五、本會支部を中津分監所在地に設立することに

決定せしを以て設立認可申請の手續及本會寄附行爲中改正追加を要する部分に對し決議を遂げ直に相當手續の上實行することに決定せり

事業の狀況

同會明治四十二年度中被保護人員の出入並に年末の現在人員を擧ぐれば前年度より越人員男參人本年度入會人員男拾二人計十五人の內本年度退會せしは十一人其內譯は自活の途を得たる者三人他人の引受けたる者五人逃走行衞不明其他三人にて四十二年度末日現在人員は三人なり

此三人の職業は桶職一人、靴職一人、日雇稼一人にて其日雇稼の一人は妻帶者にして日雇稼の傍ら魚類を行商し妻は家事の傍ら日々洗濯等の賃仕事に從事し家族間親睦なり又桶職に從事せる一人は平素羸弱體にして職業には忽勝ちなり職に從事するも常に食費を償はざること多きも其他被護人は何れも食費を償ひ尙幾分の餘裕あるを以て貯蓄を奬勵しつゝあり尙間接保護に屬する者四人あり其職業は鍛冶職一人、大工職一人、日雇二人にして鍛冶職一人は相當技倆あるを以て同町內に借家を構ひ誠實業に服し此程大分聯隊用の需用品多數製作方を受負ひ該代金參百餘圓を收入し又大工職一人は妻帶の上借家を構ひ家族親睦一日作料金八拾錢內外を收入し共に相當の家計を立て日雇稼二人は町內の材木商及牧畜場に雇はれ相當賃金を得て獨立自活を爲せり

雜錄

○作業賦課の目的幷實效方法

前橋監獄　上田典獄述

左に揭ぐるは前橋監獄職員の作業會議に於ける上田典獄の訓示なるが一般の參考となるべしと信ずるを以て茲に揭ぐ

當監の在監者食糧給與規程竝に作業科程を改正したから其の改正の趣旨及其施行方法に就て一應訓示し置くのである

凡そ人間として天職を全ふせざるべからざることは過般諸君に向て訓示したる所でありましたが。扨て相對的の天職と云ふとは私は勞働と勤勉とを持續することであろうと思ふ。若しも人間が勤勉と勞働とを忘れたならば到底社會に立て生活し行くことが出來ないと云ふ事は私の喋々を要さない所である。故に人間はどこ迄も勤勉と勞働とを續けて往かなければならぬのである。處が事實

は之に反して監獄には勞を避け逸に就かんとする者の多いのは實に慨嘆に堪へられぬ次第ではありませぬか、殊に在監者に於ては最も然りである。彼等が縲紲の辱めを受くる所以も畢竟勞を厭ひて遊情に流れたる結果であつて、又監獄に於て刑罰を執行する目的も確かに一面に於ては此天職に背きたる者に勤勉と勞働との貞習慣を與へ、延いては彼等を良民に復歸せしめ再び犯罪せしめざらんとするのである。換言すれば刑罰執行の目的は矯正感化を加ふると同時に、一面に於て彼等に勤勉勞働を自覺せしめ、所謂勞働的貞習慣を養成せんとするのである。故に刑罰執行の方法として主として懲役刑を科し、强制的作業に從事せしむる所以であつて、受刑者に作業を科するは即ち勤勉的貞習慣を養成するにあるとは何人も疑なき所であろうと思ふ。果して然らば今日の實際に於ける作業の科し方は果して以上述べ來りし所の目的を能く達し得るや否やと云ふに、甚だ疑とする所にして且遺憾と云ふべき點が甚だ多いのである。即ち監獄に於ける作業は甚だ緩慢であると云ふことを私は斷言して憚らぬのである。更に換言すれば監獄の作業に對する勞働は、自由良民の勞働に比して甚だ不充分であると云ふ事が出來る。曾て本官は足尾銅山の職工工夫の勞働に就て諸君に語る所ありし如く、在監者を以て彼等に比すれば監獄の勞働は甚だしく緩慢である。最も監獄は嚴束紀律を保持する上に於て或點に於ては彼等と同一ならしむること能はずと雖も、刑罰執行の要素として作業を强制するものに對する作業力が此の如き實況なるは甚だ遺憾とすべきではないか。我々が一家を支へ妻子を養ふには如何なる勤勞を要するやと云ふ事に就ては、私が說明する迄もなく已に諸君の實驗せられつゝある所である。然るに彼等在監者の勤勉、勞働共に不充分なること以上の如くなりとせば、到底一家を支ゆる事が出來ざるのみならず自己の身の生活をも維持し行くことが出來ないのである。殊に在監人は取締の關係上、社會良民と同一なる長時間、勞働せしむることが出來ないのであるから勤勉時間も餘程短いのである。諸君の知る如く今日なれば朝六時に起床し、午後七時三十分には已に就寢せしめなければならぬのである。而して作業時間は何うであるかと云ふに、最も長き時に於ても十一時間、最も短き時は僅々七時間に過ないのである。然るに良民の勞働狀態は如何であるやと云ふに、普通十二時間以上は勤勞しなければならぬ。處が國法に背き刑罰を科する所の犯罪者に對しては、反て七時間乃至十一時間の勤勞に過ぎないのは甚だ不權衡ではないか。時間に於て已に短きに拘らず作業中は作業に全力を注ぎ精力一杯、勉勵するものは洵に僅少に過ぎぬのである。彼等の就業の狀態を見るに、奮勵するときは手を動すこと多きが如きも、心甚に在らざるがために其結果即ち製品に就て缺點の多いのは免れぬのである。今作業の收入を取調ふるに二月中に於ける、各種作業を平均し一日一人六錢二厘餘の少額に過ぎぬのである。諸君記憶せよ、此僅々たる六錢餘の働き高に依て、如何にして妻子を養ふことが出來やうか、否な妻子を養ふこと能はざるのみならず自己一人だも之に依て生活することの出來ないのは勿論であろうといふ。之れに依て見ても、監獄作業の緩慢であることは充分證明することが出來るのである。監獄に於て作業を科するは良民生活に導く所の良習慣を養成するにあると

云ふことは、理窟に於ては可なりと雖も、上述の實況より推すときは、監獄作業に依て自由勞民たる勞習慣を養成することは甚だ以て覺束なれと云はなければならぬのである。素より監獄は工場にあらずして刑罰を執行する場所であるからして社會の如き長時間は就業せしむることの能はざるは勿論であるけれども、就業時間が短少であれば是れ丈け彼等に精力のあらん限り、充分勤勉と勞働とを擧げしめなければならぬのは、我々の責任であると云はなければならぬ。然るに事實は全く之に反して彼等の勤勉、勞働力を社會の夫れに比すれば漸く其三分の一位たるに過ぎぬのである。此の如くにして果して放免後彼等は自活することが出來やうか、私は自活することが出來ないと云ふ事を斷言するのである。在監者の作業時間は斯の如く、七時間乃至十一時間に規定されてあるから、特別の事情ある場合は格別として、兎に角就業時限内に於て彼等が社會に立て自活し得る丈の勤勉と勞働との習慣を與へなければならぬのであるから、就業時間内は飽迄も精力の續く限り、全力を注いで勉勵させたいと云ふのが私の希望である。

以上述べ來つた理由が今日の論旨の眼目であるのみならず、私は常に作業會議に於て諸兵に向て奮勵方に就て訓示しつゝあるのであるが。扨其奮勵する方法に就ては種々講究したのであつて、其結果として糧食給與規程の改正となり科程の了否又は技能の巧拙に依り糧食に等級を設けたのである。即ち修習期間を經過し等一科程を了ぜざる者、又は終日業者にして一人前の働きなき者は總て二級食を給し、又等一科程を了するも常に兩種の製品を作成する者も二級食を給すること、定めたのである。科程の了否等に依り糧食に等差を設くるに就ては、反對論者もありますが、私は理論上決して彼是批難を容るゝ餘地がないと確信するのである。如何となれば。多くの製品を製出するものは多くの勞力を要し、從て多くの糧食を給せざるべからざることは當然であるからである。一面亦彼等の食慾を利用して作業奮勵の一助とするは不可なりとの反對説があるが是れ又利用し得る丈利益あることは寧ろ利用すること當然であると信ずるのである。此際諸君に注意して置きたいのは、終日業の者に對する等級の區別である。一人前の働きなき者には常に二級食を給する規定であるが、扨て一人前の働きとは如何なる程度であるか之は數字を以て表示することが出來ないのであるから、之れは諸君の鑑識と第三課の認定に依るの外ないのであつて。要するに本人が作業に對する勤勉と勞働とを斟酌して判定を下すものであるから、此點に就ては諸君が常に第三課に協議し遺憾なからしめられんことを希望致すのである。又科程を了へたる者と雖も常に不眞品即ち丙種品を出すものに對して二級食を給する事と定めたのは畢竟彼等に向て科程を終了せしむると同時に、眞品を製作せしめんとするに過ぎないのであつて、要するに糧食給與規程に等差を設けたるは以上の理由に外ならないのである。

以上の如く科程の眞否又は製品の巧拙に依て糧食に等差を設くること、すれば、自然科程の審否、鑑實を期さなくてはならぬのであるから此際全部の科程を調査し、且つ諸君の意見を斟酌し精密研究を遂げたる末、本日一般に達示したる次第である。今回の改

正科程に就ては不穩當不適實なるものなかるべしと信ずるのである。故に私は諸君に對してはどこ迄も此科程を終了せしむる丈の覺悟がなくてはならぬと同時に今後必ずや科程を終了するもの增加すべきを信ずるものであります。尙ほ此際研究し置くべきことは、差當り現在就業囚に對し一級食を給するや二級を食給するやと云ふ問題である。此事に就ては明日大體に就て決定する考であるが、四月一日以降給與すべき糧食は差當り二月分の科程了否に依て之を定め、終日役の者に就ては一人前なるや否やと云ふ事は諸君の鑑識を參酌し更に第三課に調査せしめて決定せしむる都合であるから念の爲め注意して置きます。

尙ほ一言せんとするは、監獄の作業は先きに述べし如く普通世間に於ける勤勞時間より甚だ鈍い事である。從て監獄に於ける睡眠時間が甚だ長く爲めに彼等に於ても殆んど寢飽くのである。寢ても直に睡眠することが出來ない結果として、同房囚と低聲交談することが少くないのである。之れに反して就業中誠意誠心、勞力を舍まず就業せしむるときは、疲勞に依り直に就眠し得るも今日の實況は大に之に反するので甚だ宜しくないことであふといふ所謂小人閑居して不善を爲すと云ふか如く、どふしても暇さへあれば之に雜惡の附隨し易いのは普通一般の通弊である。況んや普通人にあらざる少人に於ておやである。此の如きは彼等に勞働的眞習慣を養成せんとする作業强制の大趣旨に反するのである。故に私は彼等の勞働を普通眞民の勞働と接近せしめんとするには監房内に於て徒手空拳せる時間を利用して就業に從事せしめんとするのである。然れども是れは典獄として就業を强制することは望ましからぬのであるから、先づ彼等に此貴重なる時間を空費するは勿體ないと云ふ觀念を注入し、而して彼等の情願に依て許可する方法に致したいのである。既に其趣旨に依り一部の在監者に示達せしめたのであるが、彼等は喜んで就業を情願する實況であるから尙ほ之れよりは勸誘しても就業に從事せしめたいと思ふのである。而して其方法は彼等在監者に對し世間普通の勞働時間は是非勤勞しなければならぬのは我々の天職であると云ふこと、並に彼等に勤勉、勞働の趣味を自覺せしめ、彼等の情願を俟て之を許可する事としたのである。愈明後四月一日より試驗的に或部分より夜業を開始する都合であるから此趣旨も了知するを要す。

先刻來監獄の睡眠時間の多きことを繰り返したが、人間の睡眠時間は八時間で足るのである。然るに在監者はどふであるかと云ふに、十二時間も睡眠時間がある。之を再言せば、一晝夜二十四時を三分し、八時間は勞働、八時間は休憩、八時間は睡眠時間であるとしてあるか、我々日本人は到底八時間の勞働時間では生活することが出來ない。普通勞働者なれば十二時間は勞働しなければならぬのである。前きに述べたる足尾銅山の職工、工夫等に於ても十二時間又は夫れ以上、勞働することゝなつてをる。即ち十二時間は普通働くべき時間であると云ふても差支ないのである。諸君も知らるゝ如く、本年議會に提出せられたる彼の工場法案に依るも、小兒又は女子に就ては勞働時間を制限されてあるも、其他の者は十二時間以上勤勞せしむるも差支ないのである。人間は勤勞すれば是れ丈身體の健康を得ると同時に、又勤勞に對する報酬を得るのであるから、充分眞實習慣を養ふ必要あるは殆んど自

明の理であるといふ。今回夜業に從事せしむる事に致したるは以上の趣旨に外ならぬのである。

在監者糧食給與規程の改正　作業科程の改正並に夜間作業に從事せしむる趣旨に就ての總體的訓示は以上に止め、尙ほ此際注意致したいのは、諸君は各工場の擔當看守として將又工場代務看守として、工場勤務中の心得方である。其れは大要左記の各項に注意を要するのであるから、諸君は常に記臆に存じ服膺を怠つてはならぬ、今本官が訓示すべき大要は之を記帳し置かんことを望む、之れ單り擔當看守のみならず代務看守に於ても深く注意すべき事項である。

工場勤務中注意を要すべき事項

一、受持人員の正確を期すること　戒護看守に於て先づ第一に注意すべきことは受持人員の正確を期することである。諸君は工場擔當たると代務たるとに拘はらず、工場勤務中の時間内は就業圖の戒護に就ては全般の責任を有するものであるから、常に人員の正確を期せざるべからざる筈なるが、本官巡視に該り受持人員報告の際、現在人頭と相違すること往々之れあり、殊に代務看守に於て其弊尠からず、受持人員を正確に記臆すること能はざること已に戒護の確實を期すること能はざるを證するに足るものとして、受持人員の出入現在等の異動は寸時も脳裡を脫してはならぬ。

二、就業の狀態を綿密觀察すること　受持就業圖は果して作業に勉勵しつゝあるや否や、各人が從事しつゝある製作品の出來榮如何、科程を終了し得る丈の勤勉勞働を繼續しつゝあるや否や、又器品製品の取扱方に就て如何なる注意を拂ひつゝあるや等、各個人に付き就業の狀態を綿密觀察を遂げ奮勵を怠らざるを要す。

三、受持人員着座の確否　受持人員が總員揃て指定の席に着席し居るや否、定めの場所に於て就業しあるや否や、許可を得ずして指定の席を離れたる者なきや、若し居るときは何を爲しつゝあるや等最も注意し、迅速に制止せざるべからざるに、時々戒護者に於て離席者に就て深く意を拂ひ怠ざる者あり、之れ又注意を怠るべからず。

四、交談者に就き嚴重取締を爲すこと　彼等は擅に交談せば規則となること勿論なるに、往々低聲交談する者あるを認む、嚴重に取締を要す。必要に應じ交談を許可したる場合に於ては、果して彼等が許可したる事柄に就て交談せるや、他の事柄に就き交談することなきや等に充分注意すべし。

五、受持人員は常に視線内を離すべからず　工場内に於て事務に從事すると、又單に戒護に從事する場合なるとに拘はらず苟も自己戒護に屬する就業圖は瞬間も視線の逢せざる場所に離すべからず。

六、工場出入者を注意すること　工場に於て事務に從事し居る場合に、本官等が巡視することあるも之れに氣付かず、反て就業圖に上官巡視のことを注意せらるゝものあり、此の如くんば到底戒護の確實を期すること能はず、何人が受持工場内に入りしや否やを知らざるに於ては、嚴かに工場を脫するものあるも亦知らざるものと斷言せざるべからず故に工場の全部に滲り注

意を拂ふ丈けの注意を怠るべからず。

七、工場内の巡察を怠らざること　事務を執る場合の外は工場内の巡察を怠つてはならぬ。擔當看守は工場全部を受持てるのであるから、工場内の全部を巡察せざるべからざるなるに、往々或る場所に佇立し居る者あるを認む、殊に代務看守に注意すべき事は代勤中は擔當看守に代て該工場に勤務するものなれば其時間内は擔當看守同樣の職責を盡さゞるべからざる筈なるに、兎角代務たるの觀念を脫せず、取締方殿正ならざるのみならず、工場内の事情に疎く、本官より質問することあるも正確なる答辯を得ず。反て就業者が出でゝ答ふる等の奇觀あり、此の如きは決して代務者たるの職責を盡したるものと云ふべからず代務者は擔當者に交代の場合は、單り人員のみならず、何某に何を貸與しあるとか、何某に如何なることを命じあるとか何某には如何なることを許可しあるとかと云ふ樣な往き掛りの事柄は、詳細引繼を受け、何時上官等より質問せらるゝことあるも、躊躇するが如きことなき樣注意を怠るべからず。

八、雜役夫使役の方法　多數の就業者ある工場は格別、然らざる所に於ては雜役を副業に致し置き、餘暇あるときは指定の役に就かしむる筈なるも、之れが監督方充分ならざる結果、何の爲すこともなく手持無沙汰に彷徨しつゝあるを認む。之れ等は啻に經濟上の關係あるのみならず受刑者に作業を科する趣旨に反するから、充分監督の實を擧ぐることに注意致すべし。

九、雜役夫の他圖に對する感情　之れ亦注意を要すべき點なり雜役夫は所謂雜役に從事するが爲め、鬼角役人を氣取る筈があつて同圖を疫尊する嫌が尠くないのである。之れ等に就ても常に視察を怠るべからず。

十、就業者の作業の適否　作業は第三課に於て種々なる事項を調査して指定するのであるが、其指定せられたる作業が就業の後、果して適當であるや否やと云ふことは諸君の視察を待たなければならぬ。故に若し受持就業者中適當ならずと認めたるときは、第三課に申報し參考に資すべし。

十一、授業手と就業圖との關係　當監に於ては曾て授業手と就業圖との間に於て不正事故なきは幸福なるも、授業手は作業上に就て授業する職分にして直接就業圖に對し授業外の事項に付き命令すべき職權あるにあらず、故に就業者に指示命令の必要あるときは、擔當看守の手を介すべき事に勵行致すべし。

十二、工場内に於ける器具器械の整理保存　工場内に於ける備品其他器具器械が規定の如く排列しあるや否や、又は其整理保存上遺憾なきや否や等萬事に注意せらるべし。諸君の受持内の器具器械等を見るに甚だ亂雜に付し去るものあるに依り秩序正しく整理し、員數、形狀等にも注意すべし、例へば鋸の如き員數に符合するも其形狀に異狀あるや否や等常に綿密なる觀察を怠るべからず。

十三、工場の清潔を保つこと　受持工場内外の清潔は全部に滲り注意すべし。先づ工場内の清掃より便所の掃除、障子の破損の有無、就業圖の衣類の清潔等に至る迄注意を怠るべからず。

以上述べ來りし事柄は工場主任者のみならず、代務看守に於ても是非とも注意服膺するを要す、諸君が協力一致して注意怠らざるに於ては工場の紀律清潔は勿論作業成績の如きも自ら擧ることは期して待つべきである、玆に諸氏に注意を望む。

○金森通倫氏の勤儉談

勤儉貯蓄を奬勵する爲め內務省の囑託を帶び全國に遊說せる金森通倫氏は去三月十七日松江監獄に赴き敎誨堂に於て在監者一同に對し一場の說話を爲したり左の一篇は即ち其れなり

私は只今典獄殿より紹介せられた通り遊說の爲め日本全國を廻つて居る者である私の日本全國を遊說する目的は日本全國の人民に話をするといふので今日諸君に話をするのも松江監獄の囚徒に話す考へで無くて日本の兄弟たる人に對して御話をすると云ふ考へてある私は監獄の役人でなく監獄には夫々役人が居られるから囚徒に對する話は役人の方から話さるゝから私は只我同胞兄弟として御話する夫れたから諸君も其積りて聞ひて貰ひたい

私が巡回をするのは昨年十月からの事で戊申の詔書を下し給ひたるに付き其の戊申の詔書の御趣旨を遊說するのである已に此事に就ては諸君の中にも聞及んで居らるるものもあろと思ふ

一體三十七八年に露國と戰爭をして其時は我國民皆上下不殫協同一致して日本の爲めに働き身命を賭してとうとう一年半計り戰ふて終に勝つた今日戰勝國として世界の一等國と云はるゝ樣になつたのである已に一等國といふ名は得た併し全世界の一等國と云へばフランスイギリス獨乙其フランスイギリス獨乙は皆金が澤山あり國が富んで居る其の一等國と肩を竝へると自然お金が足らぬ金の點になると外國には到底及はぬ實際我國は貧乏である戰爭は何時起るか之を豫想することは出來ない金の無いときは若し戰爭の起つたとき夫が爲めに貧くるかも知れぬ若し貧くることかありとすれば御互無事で生て居られるであろーかさ！戰爭は上手だけれども之に要する金か無くてはならぬ我日本全國の臣民か心を一にして戰爭をし終に勝つたと同し樣に其之に要する金を貯へる事にも心を一にせればならぬそして何時戰爭か起つても恐るゝ事はないといふ覺悟をもたねばならぬ

私は今日本全國を廻つてその勤儉貯蓄の御話をなして居る今御話をなすも日本の國民　千萬の同胞か心を一にするといふ中に諸君も這入て居る自分監獄に來て先つ諸君か如何なる爲めに入監するものか多いかと典獄看守長の人などに聞ふて見るに金の事で這入て來るものか多いとの事てあるそれだから先つ金の事で言つて見る

諸君金には誰でも欲しい貪ぴもしたい着もしたい妻子も養はねばならぬ世間の交際もせねばならぬ娛樂もしたい背金か無いては動きか付かぬ夫れだから金か欲しい金か欲しくないものはない若し金か欲しくないといふ人かあれは夫は惡らく慮言てある夫は唯上部を飾つて居るものといふてもよい金には誰でも得たい自分も欲しい併し諸君金を得るには夫々道かあ有ねよ本道もあり橫道もあり夫々相當の道を通つて得なければならぬ今諸君の中の大勢は道の如何を問はすして早く金を取りたい橫道正道は選はないといふやり方

を爲した者が多くはありはしまいか諸君橫道を通つて終に谷底に落る人は澤山有ねよよし橫道に這入て金を積むで喜ぶ者か或は千萬人の中一人位は有るかも知れぬ併し其一人の外の者は皆谷底に落て仕舞ふ私がいふのはそーでなく大道即ち正道を通つて大手を振つて歩き乍ら金か得らるゝ而も安全に慥かに得らるゝ道かあるから今倘を擧て御話をする東京て安田善次郎と云へば誰れも知らぬ者もない第一三菱、第二三井、第三安田、と云ふ位てある安田氏の財產ばどれ位あるか自分は知らぬけれども人か云ふには五千萬圓以上だといふ今此五千萬圓以上の身代をどうして作つたかといふと決して先祖より貰つたものでない眞に正道を通つて一己の力て得たのてある安田君の親は富山十萬石前田侯の足輕てあつた足輕の懷な貧乏人の子てあつた小供の時は誠に貧乏の暮してあつたから一つ金を貯め樣金を貯めるには都會に出ねばならぬと決心して草履や草鞋などを作り內職をして得た所の貯金恰度二歩と八百文得られた今から云へば五十八錢に當る金を路銀として江戶に向けて出られた途中信州の松本から飛彈の山中などを通りてとうとう十四日掛つて江戶に着いた路銀に一歩二朱程費した江戶に着いたときは殘り金か今の金て二十錢程しか無かつた江戶に着いても誰とて知つた人かない世話して呉れる者かないから奉公人口入所に行きて賴まれた初めに玩具屋の小僧として奉公せられた其時か十九才其店に三年程正直に勤められた主人の物は我物の樣に取扱ひ少しも疎陽なくして勤められた其後又兩替屋に三年程奉公し前後合せて六年間奉公して得た賃金を先づ獨立して商賣をすることになつた東京の事だから淺草海苔に砂糖と經節の小賣と傍らに少許の兩替をして居つた其時か恰度二十五才夫から段々やり上て今日の大身代となられた安田氏は今年七十三才十九才から五十四年間に二十錢の小使錢から五千萬圓の大金持となられた併し諸君安田氏は決して道ならぬ事をして儲けられたものでない又政府の補助を受けて作つたものでもない賤た賭博や相場て儲けたものでもない只一つ勤儉貯蓄といふことを守られた勤とは能く働らく儉とは費用を節する貯蓄とは貯金をする只此一節道を守つて廿錢の金から五千萬圓以上の大金持になつた人てす九才のときからどうして廿錢の資本て五千萬圓の身代になつたか私は直接安田君に聞いて見た貴君はどうして金を貯めたかと聞きたら安田君のいはるゝには十五才の時に誓を立てた、こういう事の誓を立てた自分は一生涯に分限者になる其處て三つの誓を立て第一は生涯遊ばない諸君此遊の中には女遊か這入て居る自分は女遊は一生涯決してせぬ又始終遊ばずに働く第二に虛言はいはぬ世の中は正直に暮す第三には其顏三か面白い面もそれか十五の小供の誓としては甚だ面白い生涯自分の手に取る金の中八歩より以上は使はず拾錢とすれば其內八錢迄は使ふも貳錢に決して使はぬ一圓とすれば八十錢迄に使ふも二十錢に決して使はぬ十圓とすれば八圓迄は使ふも二圓には決して使はぬ百圓とすれば八十圓迄は使ふも廿圓には決して使はぬ千圓とすれば八百圓迄は使ふも二百圓には決して使はぬつまり取つた金の八歩迄には使ふも二歩丈には決して使はぬ必ず貯蓄する此誓を生涯守り通す覺悟を極めたといはれたそして今でも能く働いて綠計な金には使はぬといふ其の誓を守つて居らるゝこれは誰れでも出來るそれだのに危險な道道ならぬ道を歩んで谷に落ち淺間數境界に

陷る者か世間少なくない谷にも落ちず安全に金を貯める事は誰れても出來る事であるから私はこれを諸君にすゝめたい諸君も監獄に居る中に今から夫を學ばれねばならぬ私の思ふに今は諸君の學び時である今御案內を受けて監內を通つて見たのに何處とも總てのものが規則正しく整つて居る諸君か社會に居らるゝときは何も不規律の境界であつたらーと思はるゝそれに規則正しい監獄に居つた例令は君等か工場にて業仕事をするにも機織をするにも或は監房の物品の置き場所などでもちやんと規則正しい勤勉はこれて出來て居る又御規則を拜見するに諸君の仕事の幾分は賞與金として金を貰ふことになつて居る少くとも十分の一多くは十分の四迄又賞表の數一つ增す毎に十分の一つゝ增すことゝなり一つの賞表を貰つたものは十分の五迄二つあるものは十分の六迄つまり十錢の仕事をすれば六錢迄貰く三個の者は女の人にあるとのこと にて男の方には今無いそーであるか三個の者はつまり十分の七迄貰くことゝなる誠に關のよい事といはねばならぬ安田善次郎氏は二歩丈けにしかならぬ れても一代に大身代となつた君等は十分の六迄貯蓄かなる三個得れは十分の七迄も貰ふことか出來る其位貰へば監獄に居つても相當の身代は出來る今工場て諸君か働いて居る處を見たのに其の働く體裁に於て殘念に思ふことか一つある誠に規則正しく働いて居るか足らんものかある樣に思ふ即ち力か足らぬ活氣かない世間の人か働く樣な活氣かない如何にも働き振りか死んて居る働きか鈍い機を織るにも繩を綯ふにも如何にもかなしげな風に見ゆる夫は諸君前非を悔悟し、かなしむはよい、けれども此處に還入たら、いくら悲んても仕樣かないいくら「クヨ〳〵」思ふても致し方かない過つた事は仕樣かない過ちを改むるに憚る勿れ。もう惡い事はせぬ此處に居る間は元氣を出して働くつまり仕事に力をいれ一生懸命に働くといふことにならねばならぬ君等か監獄の內に居る間は誠に手厚き待遇てあるけれども滿期になつて出づると將來の事は勤勉か一番大事てある夫だから諸君は奮發して働けば今の倍は出來る其の出來た四歩なり五歩なり六歩なりの賞與金は君等は貰ふことの出來るのてはないか君等此處に居つてはつらい苦いと思ふてあるー然し苦の牢屋を知らぬてあろーと知つて居るものはあつても少なかろーと私は昔の牢屋を知つて居る私の小供の時分私の祖父の役所には牢屋があつた祖父の役所は罪人を吟味する所て若しも白狀せねば滿間する打つたり縛つたりするそして白狀すれば牢屋に打込むといふ樣な譯てあつた自分か其頃牢屋はどんなものてあるかと度々のぞいて見る事かあつた其きたない事といふたら二度と鼻向けかならぬ食ひ物はどーかと言へば豚も食はぬ樣なもので小供心に此處へ還入れはもー生きては出られぬつまり牢屋は死ぬる場所位に思つて居つた夫は昔は罪を犯したものは苦しめてやると云ふ譯になつて居つたのてある今日監獄のなかを拜見すると昔とは天地の違ひかある監獄の門內な還入るとすく溝から庭からして其奇麗な事といふたら先つ世間にはない君等の仕事場に出て居るあの監房を無殿の案內て見たのに監房內の隅から隅迄も奇麗なこと又積てある蒲團なり掛けてある綿入なと摘んて見たのに綿も中々多い又肌着も月に三回着替ゆるそーてある自分も宅では三月に一度着替ゆるけれども豫行中は月に三度しか替へない仕事も長いときは十一時間短かいときか七時間左程多くはない風呂も一週間に一回又五日に一回位還入るものもあるそーだ又食事である君等の中、食物か少ないと不平をいふ者かあるそーた今日君等の食ふ食物の十日間の獻立表を見たのに誠に結構なものてある食物は米四歩麥六歩の割てある自分は肥後の國てあるか肥後は粟の多い所てある米の出來かようても百性は粟と麥とを食ふて居るそれて朝晝晩同樣てある私の小供の時分なと漢學を習ふ爲に塾に通う時粟一升米一升を袋に入れて持つて行きて夫を自身て炊いて食ふ粟は炊くと非常に量が多くなるから丸て粟計りの樣なものてある夫を食つて居つたものである粟はメンコに味噌と梅干胡麻鹽を入れて持ていつたのである塾て味噌を紙に入れて燒て食ふは上等の方て其時分我々は未た年が幼なかつたものであつたから生味噌を食つたのであるそれから毎月一日十五日は味噌汁それから魚は塩鯛丈も此位な小さなものが月に一ぴきの御馳走であつたそれと今日監獄の獻立表とを比較て見ると丸て天地の違いがあるあの獻立表による、魚類肉類か一日越即ち十日間に五度朝は味噌汁晝は漬物に胡麻鹽夜は魚又賞表のあるものは魚肉か二度位增すそーてあるそんな立派なものを食ふものは今の世間中等以上の食物といつてよい此處に御厄者も御出になつて居る聞いて御覽此獻立表によると食物の滋養分は誠に充分てあるこんないれは自分共も喜んて歡くそして食量か決して少なくない此處て一番少ない食量は一合五勺たそーたか自分は長崎監獄て豆の煮たのと一合五勺の食量を歡いて見たか自分は其の三分の二丈しか食はなかつた今日一等食の盛てあるのを見たのにこれ位なれは三人位て食つても御餘るると思つた私の考へては食量は或は過きては居らぬかと思ふ位てあるそれて食物の品は上等て食獻は充分とすれは何不足云ふことはない然し監獄ては間食かないと云ふかも知れぬそれか身體の爲めに一番てある自分は三度の食事の外は一切間食をやらぬときめて居る食事を終つて御を磨き齒の掃除をするそうして食事より食事の間は何も食はぬそれか一番よいうーである又諸君は風呂にしても一週間に一度といふこれもう一迄還入らぬ者かある誠に結構な御待もてなしといはなければならぬそして病氣と云へは立派な御醫者樣かあつて何ぼーても藥を戴いて治して貰ふことか出來る田舍なとては御醫者か餘くて賣藥位より仕樣のない處は少くない監獄ては風引位ても御藥を戴るくことか出來る誠に何から何迄結構てあ

世間に居る人より異なつて居ることかある只君等は自由自在かならぬ自分自身て自由にならぬ今諸君に對して善た失禮な言い方であろ諸君等は天下の法律を犯して御上に御迷惑を懸けたものてあるそれに拘らす何故こういふ叮嚀なる御取扱を受くるか何の意味てあろうか惡いものを苦しめ懲らしめるなれは昔の牢屋てたくさんてある然るにかくの如く叮嚀なる御取扱になるといふのは御上には決して諸君を惡まぬ又惡んではならぬ諸君も御御上の子供てある。天皇陛下の臣民てある不心得をなしてはならぬ惡いことをすれは罪は問ふ併し苦しめるのが目的でないどうかして其心を直さする過つたから改めさする心を直すに付ては身體を痛めてはならぬ身體も健康にして心も立派にもとの通り直つてくれこういふ

う御上の心である陛下の思召であるといふことは分つて居るであろー其の陛下の御思は忘れてはならぬどーぞ皆か立派な臣民になられはならぬ看守さんか色々御世話をなされる誰れか諸君ないちめる者がある病氣であれはすく御醫者か御手當してくたさる教誨師教師樣か色々の講談を敎へてくたさる君等の爲め何一つ缺くる所のなき樣な御取扱てある其邊はよく考へれはならぬそれが明治政府の御趣旨てある

偖諸君しつかり心を改めて出監せねばならぬことは我輩か賴む所てある我々の兄弟として一日も早く監獄から出て農業なり商業なりに働らいてもらいたい夫を我々は待つて居る只出てゝほいかぬ世間の人は只出てゝも決して諸君を信用せぬ何をしても相手にせぬ又元の友達は友達とせぬ親類の人々親類として交際せぬそれからして何時もやり損ふものが多い諸君は監獄を出るには胸に光る勳章夫を帶びて出て貰いたい光る勳章とは何んてある日々働いていただく處の賞與金てある私の知て居る監獄て三年間四年間て二百圓位持て出た者がある又月四五圓殘いたものがある百といふ聲或は何百圓といふ金それを持つて出ると世間て信用する監獄て働く即ち勤勉倹約獄則を守り改心をしたといふ勳章か即ちそれてある其勳章をもつて出ると世間の人が信用し友達、親類皆變らす交際をするそれたから監獄に在る間一生懸命働いてくれそーすれはまた仕事は倍も出來るそして獄則を守つて貰表を戴けて從て懷に這入る金が多くない出る時には其の勳章が胸に光るそーなれは世間の人は喜んて君等を迎へる諸君世の中は妙なものてすよ金かなければ人は相手にせぬ君等が改心せすして再度惡いことをすれは世間の人はそれ丈雜儀を多くするどーか仕事をせよと看守さんにしかられるから仕方がないと云ふ風て余儀なくせられて働くと曰ふ樣な遣り方を改めれは駄目です働きが大事であるといふ事を考へて一層活潑に始終勉強して仕事をし眞實に改心をして出監し身を立て家を立て日本の眞民として　天皇陛下の臣民にならねはならぬ

日本は今大事な時てある何時何處と戰爭をする樣になるかも知れぬ即ち五千萬人の同胞に戒申詔書を賜りたる御趣旨は常に勤儉貯蓄を守り何時戰爭かあつても差支なき樣な覺悟をして居られはならぬとの御思召に外ならぬ若し戰爭か起つたといふても其の場合幾々として働くことの出來ぬ樣ては誠に殘念てはないかだから諸君一日も早く出てこい出てこいといつても塀を越へて出てこいといふのてはない一日も早く改心の實を擧て即ち勤勉正直改悛の實を擧けて出てくれはそれは國家の爲めになるのてある君等に子供か居ればそれか待つて居る妻かあれは妻も待て居る親兄弟皆君等か待て居るたから大に改心して一日も早く出てくれ再び天地の間に出て善い働なをして樂んて世を送る樣にならなければならぬ監獄の中て色々不足に計り思ふ樣の事かあつてはならぬ御上の御思召は誠に勿體ないといはなければならぬ私の云ふ事か尤と思はれたならは今日の午後から一生懸命で働いて貰ひたい今日より實行して貰ひたい

尙一寸注意して置くことかある諸君か拔角改心して出てゝも身體か丈夫てなくは何んにもならぬ或監獄て食事の時間を見たのに早きは六分七分間に一等食の飯を食ふのかあつたそういう事てはならぬ食事は相當の時間か與へてあるから充分注意して其時間に味はつて食へは決して今の御飯て足らぬ事はない誠に充分てあるそーなれは身體もよくなり病氣も付かぬ又心も身體も立派になつて出ることか出來るゆつくり食へは食物はそー澤山いらぬ夫からもー一つ注意することかある諸君か監獄を出るとき待つて居るものか監獄の門前にある諸君か金を何程持て居るなと云ふ事迄知つて居る惡漢か待つて居る夫等と一緒になると終に又惡いことをする樣になる大に注意せんけれはならぬ殊に若い者は余程注意せねはならぬ若いものか改むれば何の譯はない見る所頭も立派の人か多い樣てある其門前に待て居る惡い者に誘はれぬ樣敎誨師教師方に相談して余程注意するかよい今先にいつた安田善次郎氏が志を立たのは十五歳てある夫等の事を考ふれは決して何事もならぬ事はない尙今日の事は皆君等か賛成することと信する賛成すれはどうか實行して貰ひたい余り長くなるから今日はこれて

○典獄會議開催

本月二十八日より典獄會議を開かるゝ筈にて同日午前九時より司法大臣の訓示監獄局長の訓示演說あり會議期間は一週日の豫定にして指示注意或は諸般の協議を爲す由

○大阪附近監獄醫協議會

本月一日より大阪に於て第三回日本醫學大會を開催し知名の專門家は同地に蝟集し千數百名の演說あり討論あり未曾有の盛會なりしが此機を利用せんとて附近監獄の監獄醫協議會を大阪監獄に開かんとの議熟し岡山、京都、神戸、奈良、和歌山、德島、安濃津、膳所、高松、堀川、名古屋、岐阜より監獄醫一名つゝ會同し監獄衛生上に關し彼我の智識を交換し且つ該大會に於ける講演等を傍聽することゝなり實行したり

○新任典獄を送る

送別會席上眞木事務官新任典獄を誡む

富永貫文、白井勇松、松隈房吉の三氏は司法省より出てゝ典獄となり高橋修二郎氏は巢鴨監獄より屋山朝太郎氏は東京監獄より典獄に榮進せられたるを以て監獄局の諸氏發起となり客月二十七日午後五時より本會講堂に送別會を開けり席上島田司法屬は主人側を代表して挨拶を述へ富永典獄は來賓

を代表して謝辭を述へ献酬せしが宴酣なる頃眞木監獄事務官は起て新任典獄諸氏に對し「故遯信大臣白根專一郎氏内務に次官たりし時曾て試補より地方に參事官として赴任する人の爲めに送別會を開きたることあり其際白根氏は赴任する人に向つて「楷子段を驅けて上るな」との一言を以て贈とせられたるが當時予は此一言實に意味深重の警句なりと感歎したり顧ふに若年の身の萬一の輕擧なからんことを警めたるものならん、新に典獄に任せられたる諸氏は齡不惑に達しぬれば最早輕擧あるへしと想像せさるか故に敢て此點に就て警むるを爲さず唯一言諸君に望むは「殿樣ぶるな」との一事是なりと最と親切に教ゆる所あり尚富永君は今を過くる十年前明治三十三年内務所管より司法所管に移りたる以來監獄の經費に就て按排料理せし功績多大なり予の司法省に入りたるは富永君と同時にして居ること二三月の後監獄費は地方費より國庫の支辨に移りたり從來府縣の監獄經費支途區々に渉り統一を欠き盤根錯節到底快刀亂麻を斷つか如き措置を執ることを得ざりしも大過なく整頓し料理することを得たるは富永君の勞與て大なりしと信す今茲に特に同君に對し一言の謝辭を附すと挨拶し終つて一二警告する所ありたるには會同者一同感動し滿足を表したりき

○谷田參事官歸朝歡迎會

谷田參事官は豫報の如く客月三十日午後五時過き新橋着列車にて無事歸朝せられたるに依り東京府下監獄典獄並監獄事務官の發起にて附近監獄及監獄局の職員と共に本月十日麴町區富士見町の富士見軒に相會し歡迎の宴を開けり同日會合せしは東京以外横濱、千葉、宇都宮、水戸、浦和諸監獄の有志者とも五十餘名にして盛會なりき

○前橋監獄の合葬追弔會

前橋監獄に於ては三月二十一日春季皇靈祭當日明治三十年四月以降四十年三月に至る滿十ヶ年間に於ける死亡者中親族故舊の引受人なき二百二十名の遺骨を收集し合葬したるに依り之れが合葬式並從來在監中死亡したる總ての者に對する追弔會を兼ね壯嚴なる法莚を開けり當日午前八時總囚を教誨堂に集め上田典獄は教誨師の先導に依り看守長監獄醫以下の職員と共に臨塲先つ總囚に對し本法會開催の趣旨に就き大要左の如く述べたり

今日は諸子の知る如く春季皇靈祭日に相當して居るのであつて此日を卜し在監中死亡したる總ての者に對する追弔會を行ふと同時に明治三十年四月以降同四十年三月に至る滿十ヶ年間に於ける死亡者中親族故舊の引受人なき二百二十名の遺骨を納め合葬したるを以て茲に法要の莫を擧くることにしたのである、申迄もなく春秋二季の皇靈祭は畏くも我皇室に於かせられては宮中皇靈殿に於て天皇皇后兩陛下に於かせられて御躬ら御歷代の天皇樣の御英靈を御參り遊はさるゝ程てあるから我々臣民に於ても御歷代の天子樣の御恩を深く感佩致さなければならぬのである。而して之れと同時に我々が眼先に對しても代々深き御恩を思つて居るのであるから常に此思の志を忘却してはならぬと同時に追善供養を怠つてはならぬのである。今日恰も此春季皇靈祭日に於て是れ迄假葬して置きました死亡者の合葬の法莫を擧くるに至つたのも畢竟以上の趣旨に外ならぬのである。

抑も人生中最も悲むへきことは何であるかと云ふに死より其しきものはないのである、然るに一朝過つて國法に觸れ遂に在監の身となりしとは云へ彼等は必すや監獄内に於て死を豫期し居らさりしのみならす、彼等死者の意中を推測すれは在監中速に改悟悔悟の實を擧け改悛して面して出獄後再び社會に立つて夫々希望の事業を爲さんとするものなりしなるへく、殊に刑罰執行の目的も茲に存するものにして監獄に於ては素より以上の方針を取りつゝあることは諸子の諒知する所である。故に倘言葉を換へて云へは總ての在監者は一朝の迷誤に依て囹圄の裡に呻吟し居るとは云へ後日社會に處して國家の良民となつて國恩の萬分の一たりとも報ひ來らんとする存念に外ならぬことは素より明かなる事實であろうと思ふ。然るに憐むへきことは在監中病寃の裂ふ所となり不歸の鬼となる者に至ては我々は哀心同情に堪へぬのである斯る次第であるからして、本日は曾て在監中死亡したる總ての者の追弔會を行ふと同時に三十年四月以降滿十ヶ年間に於ける遺骸の引取人なき死亡者二百二十名に對する合葬式を擧くるに至つた次第である、之れに就ても諸子は此際遠かに暝迷悔悟し改悛の歩を進むへく充分反省するの必要かあろうと思ふ何となれは我々人世は實に老、病、死の悲劇を日々演しつゝあり又日々此悲劇を實見しつゝあるのであるから是に鑑みて且て一日も早く改悛の成果を結はしむることか必要であると思ふと同時に諸子に勤告を敢てするか爲てある、諸子は此法莚に際し深く死者の亡靈に對し追弔の誠意を表さなくてはならぬ、

倘ほ言はんとするは今日合葬式を擧くるに至る迄は幾多の日子を要したるに之に從事したる職員並就業者に向て其勞を謝するのである

次で讀經、典獄以下の燒香、各工塲より撰出したる受刑者總代の燒香あり次に典獄山崎敎務所長野

崎楠原兩教誨師城戶醫務所長、尾原第三課長の祭文朗讀、次で山崎教務所長の教誨あり正午十二時式を終へ之れより典獄以下の職員竝在監者總代十名は墓地に至り今回建設したる墓碑に禮拜したり在監者は何れも感に打たれ内には涕泣禁じ能はざるものも尠からざりし、又墓碑面は從來の例に依れば在監死亡者云々か例なりしか今回は在監者の文字を避け單に「願入法界死亡者之墓」（上田典獄揮毫）と題する等特に注意を拂はれたり而して典獄の祭文左の如し

祭　文

維時明治四十三年三月二十一日春季皇靈祭日を卜し明治三十年四月以降明治四十年三月に至る迄の間に死亡せる假葬者二百二十名の遺骨を合葬し竝に追吊の法會を行ふに當り汝等在天の靈に告く

人生死より悲哀なるはなし況んや其死所の尋常ならざるに於てをや抑も汝等生前一朝の迷霧に掩塞せられ罪を國家の法律規則に得て囹圄に吟呻するの間に於て不幸死の運命に遭遇し不歸の鬼となるに至ては轉た悽愴の極と謂はさるへからす

然りと雖も生者必滅會者定離は人生の常軌にして擧竟老病死の悲劇を曉らさる罪に座す其死や洵に悲むへく其情は亦實に憫然なりとす

今や聖代の惠澤宇内に普ねく罪囚の敎化蕩陶亦到らさる所なし現生既に於り幻影泡沫の死後に在ては其罪科を尋究せす官署に之を弔祭することを怠らす殊に況んや如來の矜哀は怨讐の極惡人を拯濟して漏さすとの誓願なるに於てをや汝等亡靈亦以て長へに瞑すへきなり

官舍に莊嚴なる法筵を設け厚く誄弔す汝等靈あらは髣髴として來り饗けよ

前橋監獄典獄從六位　上田定次郎

○逃走事故

△中津分監の逃走

大分監獄中津分監拘禁中の徵役一年住石平吉事山下平吉なる者三月十三日午前三時二十分頃監房より脫出し竹籠二個を外圍土塀下に積み重ね踏臺として豆田區裁判所にて徵役一年の言渡を受け入監したる者なるが其動作累犯者の如くなるより獨居拘禁に付し尚附近監獄へ照會し前科取調を爲したるに福岡監獄に於て原籍不詳山下平吉として入監したることを確めたるに依り其旨裁判所に通知したるに加重せられ懲役十年の言渡を受けたり然るに本人は其決定に對し抗告申立中に係るを以て戒護上一層の注意を爲したるに遂に逃走の機會を與へたるは頗る遺憾とする所にして典獄の責任

に係るときは破監逃走の方法は監房房扉取付の柱の間に二寸七分許の空隙あるより之に左手を差出し錠前に手を延し房内に蚊蠅釣手として打込みある竹釘を取り之を巧に利用して鎖鑰を外し房外に脫し病監入口の鎖鑰も同一手段にて之を外し外部に脫出したる後元の如く施鑰し夫より拘置監裏を經て拘置監浴場に到り此處に藏置しありし高二尺七寸許の傘工用素品入竹籠二個を取出し逃走するに至りたるなり而して巡警の際竹籠の積み重ねあるに疑ひを生じたらんには假令逃走の現行を覺り得ざるとも疾く發見し得たらんに之を認めながら意に介せざりしより午前五時に至るも逃走を覺知せざりしは重ね〳〵手拔りと云ふの外なし

△山口監獄の逃走

山口監獄拘禁鐵田熊吉は竊盜事件に依り小倉區裁判所に於て懲役八年の言渡を受け確定後昨年十一月福岡監獄より山口監獄へ移送せられたるものなるが平素行狀不良にして既に本月三日の大祭日に監房に於て喫食の際飯粒を嚥し之を以て賭博骰子二顆を作り藏匿し居りたるに依り三間の減食罰に處し檢束上の都合に依り空房なりし第一病監の一室にて之が製行を爲しつゝありしに六日午前三時頃監房より脫し逃走しし脫監の方法は今尚審かならざるも推定に依れば監房房扉内部に當る床板に濕潤したる雜巾を敷き其上に手洗盆を打俯にして音響を防き之を踏臺として其上に上り兩手を格子の間隔より出して扉に施しある鎖鑰に手を觸れんとしたるものゝ如くなるも之に屆かざるより格子に打付けある板の上部約二寸許を引外し之より手を差伸べ鎖鑰を外したるものならん鎖鑰を外すには釘或は他の金屬類を用ひたるならんと想像するも一物をも發見せざれば確認するに由なし而して脫出後扉は舊の如く閉ち原狀を裝ひ且つ房内臥具の間には貯水器洗面器を差入れ寢臥し居るものゝ如く裝ひ置き夫より第一病監裏の患者浴場と消毒室との間に設けある板塀を乘越へ敎誨場側に出で更に第一工場硝子戶を破り工場内に忍入り其梁上に藏めありし二寸角二間の垂木一本を取出し之を用ひて同工場の北側外圍板塀に立掛け之に攀ち登り踰越したるものゝ如し同人の懲罰敎行を

開始したるより以後殊に視察を嚴にし其間一回入浴せしめたることあるも入房の際精確に身體檢査を行ひたるのみならず運動停止中なるを以て其以後房外に出さず又毎日午後三四時頃監房捜檢を行ひ晝夜の巡警亦缺くる所なかりしに斯く大膽なる逃走を遂くるに至らしめたるは不注意の甚しきものと云ふべし

△兵庫出張所の逃走

神戸監獄兵庫出張所拘置中の懲役八年小林音市なるものは豫て腸加答兒病に罹りたるを以て假病監に收容し病養中なりしが本月一日午後九時十五分の頃空拳にて監房厠屋根裏板を衝き上げ瓦を跳ね除け屋上に這出て檢身場屋根を傳ひ納屋の屋根より飛下り事務所庭前を横切り區劃しある板塀を超へ更に外柵板塀を踰越し逃走したり右逃走の音響を聞くや巡警看守は一面聲を求め一面直に追跡したるも尺前闇黑にして通路を知るを得ず職員一同頗る苦慮しつゝ監内を捜索し漸く外柵を踰越したるを覺知したるを以て看守長は夫々要所を警戒し居たるに東遠瀬川町の商家に於て爭闘する模様あるを聞き馳せ到りたるに恰も前記逃走者が窃盜の目的を以て侵入し家人に認められ逃走せんとしつゝあるに遭遇したるをを以て難なく之を逮捕したり、逃走の念慮を起すに至りたるは刑期長く療養を續くるも監獄生活に堪へずと思込みたる折柄便所の簷下の脆弱なるを見之を突破るに至りたるものならんと云

△宇都宮監獄の逃走

強盜及窃盜被告事件の爲め宇都宮監獄に拘禁中の中島幸助（三十三歳）は客月十日午前九時三十分運動の爲め他の刑事被告人五名と共に運動場に到りたるに彼幸助は足部に疼痛を覺ゆるを名とし運動を爲さず戒護看守の傍に佇立し居りしが隙を窺ひ突然戒警看守の面部に土砂を打付け一目散に逸走し看守が眩惑せる隙に乘じて男拘置監と女監との限界を爲せる板塀を攀ち登り外圍板塀を踰越し逃走したり土砂を打付けられたる看守は一時眩惑したるも「逃走」と連呼しなるより看守看守所に在りし並に附近に在りし看守は或は追跡し或は通報し第二課長及看守長は休憩中の看守に追跡を命じ折柄

市中巡回一巡査は看守に助力し逃走後三十分を過ぐる頃市内中塙田町に於て逮捕したり

○小監獄の事務分掌

（第二課の廢止）

監獄の事務は第一課第二課及第三課並に教務所醫務所に分割處理することゝなり居れるが小監獄に於ては三箇の課を置くの必要なく却つて其數を減ずる方事務上の聯絡も付き敏捷に運ぶものありとの事にて先程來研究中なりしが愈々膳所、福井、富山、盛岡、青森、山形、大分、佐賀、宮崎、鳥取、函館、松江及沖繩の十三監獄は第三課を廢し第三課所屬事務は第一課及第二課へ分割處理せしむることゝなり這回各典獄の申請に依り決行せられたり尚長崎、鹿兒島、金澤の三監獄に於ても第三課を廢し第一課第二課に分掌せしむる方便宜なりとて各典獄より具狀申請ありたるより是亦認可せられたり

○指紋押捺に就て

各監獄に於て指紋を押捺するには特別の事由あるものの外新に入監する者に付ては直ちに之を爲すものなるが無期刑の者は指紋押捺を要せざるべしとの見解を有する向あり主務省に就て聞合せたるに無期刑の者と雖も指紋を押捺すべきものなりと云

本會記事

○茶話會

客月十三日例に依り茶話會を開き文學士寺田精一氏の「懷鄉病と犯罪」なる講演あり次に河野純孝氏の實驗談あり別項諸講演欄に掲けたるもの是なり斯くて散會せしは五時過くる頃なりき

當日の會同者左の如し

君塚	庄次郎	高橋	金四郎	山口	知信
大澤	利之	高田	利八郎	秋元	源次郎
大曾根吉太郎		高木	安次郎	有馬	熊八郎
前田	多市	高木	清	佐藤	錬太郎
延原	簡一	關	穀	野村	要太郎
佐藤	彦治	伊勢谷	常三郎	柏	知一
戸田	喜太郎				
白土	謙朗				
會田	橘次郎				
和田	貞信				
小長井喜太郎					
高橋	圓藏				

横山邦助	池田竹藏	宗像金七	伊藤義三郎		
後藤玉三郎	澤田龜造	元太郎	河合庫丸		
良口米吉	辻乙松	增田楠藏	上田清三郎		
景山榮志	八木勝太郎	津森平太郎	藤尾順保		
高橋松之助	濱九三	岩田米太郎	中村信		
江村繁太郎	森田層藏	戶田作造	長山始		
師子鬼久太郎	山口增藏	島山雲平	八十島乙助		
長沼秀家	松本林太郎	鈴木養之助	酒井潤		
峰岸秋次郎	橋本利邦	寺田精一	淺野仙吉		
高田喜市	由仲喜平治	武笠榮次郎	津之鬼佐一郎		
由田四茂作	渡邊新古	坪野松爲三郎	高橋健		
堀由藏	丹山長清	弦田竹松	月岡寅次郎		
佐々木俊翁	十河政之	平野賢榮	法原敬蕉		
木村寅松	水谷幸三郎	藤本廣惠	藤野亮道		
石山憲重	遠藤金美	瀧澤圓次	武田仁恕		
平野澤次郎	和三郎	内田保三	簡牟田彦次郎		
野村奎	城戶貞美	小澤徹	原善聽		
石川亥之松	市東佐源次	星野政太郎	中村政元		
小山鉦次	金澤公妁	立石重司	白井勇松		
窓永實文	香川又二郎	豊野胤珍	藤澤正啓		
眞木喬					

○總會を開く

別項掲載の如く本月二十八日より開催せらるる典獄會議に列席の爲め全國の典獄出京せらるゝを以て其機會を利用し來る五月三日午後一時より本會の總會を開くことゝせり詳細の顚末は次號に報道すべし

○監獄官練習所日誌（自三月十六日至四月十五日）

㊌十六日（水曜日）　午前九時より十一時まで清水講師の刑法講義、十一時より十二時で小山講師刑事政策講義、午後一時より三時まで藤井講師倫理學講義あり

練習生渡部誠一郎（東京）澤田龜造（岐阜）は引續病氣欠席

㊍十七日（木曜日）　午前八時より九時まで三宅講師の精神病的中間者の講義あり例に依り杉江醫學士時間軍醫傍聽せり、九時より十二時まで三木講師刑事訴訟法講義あり、午後一時より操練（大場氏受持時間と交換）の處場所變更未定につき休業

練習生渡部誠一郎（東京）澤田楠藏（岐阜）引續病氣欠席

明日午后一時より大場講師犯罪人異同識別法講義ある旨練習生一般に告知せり

㊎十八日（金曜日）　午前八時より十時まで清水講師刑法講義、十時より十二時まで樋口講師社會學講義、午後一時より三時まで大場講師講義

練習生渡部誠一郎（東京）引續病氣欠席

練習生澤田龜造引籠中の處本日より出席

㊊十九日（土曜日）　午前八時より十時まで橫山講師統計學講義、十時より十二時まで古瀨講師衞生學講義、午後一時より眞木講師監獄法規講義

練習生渡部誠一郎（東京）戶田作造（長崎）病氣欠席

㊋二十日（火曜日）　午前九時より十二時まで三木講師刑事訴訟法講義、午後一時より操練の處川村敎師事故あり休業

㊌二十三日（水曜日）　午前八時より十一時まで清水講師刑法講義十一時より十二時まで小山講師の刑事政策講義あり午後一時より倫理學講義の處藤井講師病氣につき休講

練習生松本林太郎（沖繩）病氣欠席

㊍二十四日（木曜日）　午前八時より十時まで橫山講師統計學講義十時より十二時まで古瀨講師衞生學講義、午後一時より三時まで三宅講師精神病的中間者の講義

練習生松本林太郎（沖繩）引續病氣欠席

川村敎師へ爾今操練は巢鴨監獄構內にて行ふこと、並に本月二十九日及三十一日午後一時より三時まで操練の時間に該當する旨通知せり

㊎二十五日（金曜日）　午前八時より十時まで清水講師刑法講義、十時より十二時まで樋口講師社會學講義、午後二時より四時まで大場講師犯罪人異同識別法講義

練習生松本林太郎（沖繩）引續病氣欠席

練習所書記松濃房吉は典獄に任ぜられたるに依り書記を解かる

●二十六日（土曜日）　午前八時より十時まで泉二講師刑法各論講義、十時より十二時まで谷野講師假出獄制度講義、午後一時より三時まで眞木講師監獄法規講義

㊊二十八日（月曜日）　午前八時より十時まで古瀨講師衞生學講義十時より十二時まで谷野講師假出獄制度の講義あり午後一時より心理學講義の處高島講師差支あり休講

練習所書記立石重司實父の訃報に接し鄕里富山縣に赴く

㊋二十九日（火曜日）　午前九時より十二時まで三木講師刑事訴訟法講義あり午後一時より練習所書記を命ぜらる

吉川一江本日より練習所書記を命ぜらる

㊌二十日（水曜日）　清水講師午前九時より十一時まで刑法講義の處十一時より講義の筈なりし小山講師差支あり休講につき清水講師十二時まで講義あり午後一時より三時まで藤井講師倫理學講義あり

練習生松本林太郎（沖繩）病氣の爲め當分私服着用の件願出づ

㊍三十一日（木曜日）　午前八時より十時まで泉二講師刑法各論講義、十時より十二時迄三木講師刑事訴訟法講義あり、土曜日（二日）泉二講師の講義時間は本日となりたるにつき同日は同氏の講義なし

●四月一日（金曜日）　午前八時より十時まで清水講師刑法講義午前十時より十二時まで樋口講師社會學講義あり午後一時より三時まで犯罪人異同識別法講義の處大場講師病氣につき休講

明二日午前八時より十時まで橫山講師統計學講義時間の處同氏差支の爲め十時より十二時までに繰下變更し眞木講師午后一時より三時までの處午前八時より十時までに變更することゝなり

たるにつき練習生に告知せり

●二日（土曜日）午前八時より十時まで眞木講師監獄法規講義す
時三十分より十二時まで横山講師統計學講義ありたり
練習生戸田作造（長崎）は病氣欠席

●四日（月曜日）午前八時より十時まで古瀨講師衞生學講義、十時より十一時三十分まで谷野講師假出獄制度講義あり午後一時より三時まで心理學講義の處高島講師出張中につき休講
習生戸田作造（長崎）は病氣欠席

●五日（火曜日）午前八時二十分より十時まで大場講師犯罪人異同識別法講義十時より十二時まで三木講師刑事訴訟法講師義あり午後一時より三時まで刑法各論講義の處泉二講師差支の爲め休講
明六日清水時師刑法講義午前八時よりの處午後三時より五時までに變更したるに依り練習生に報告せり

●六日（水曜日）午前十一時より十二時まで小山講師刑事政策講義午後一時より三時まで藤井講師倫理學講義午後三時より五時まで清水講師刑法講義ありたり

●七日（木曜日）午前八時より九時まで一宅講師精神病的中間者に就て講義九時より十二時まで三木講師刑事訴訟法講義、午後一時より三時まで樋口講師社會學講義あり
明八日清水講師休講につき午前九時より練習生に巢鴨監獄を參觀し引續午後一時より操練ある旨告知せり
明後九日泉二講師休講につき十時より十二時まで眞木講師監獄法概講義ある旨告知せり

●八日（金曜日）午前九時より練習生一同巢鴨監獄を參觀し午後一時より三時まで川村敎師の操練ありたり

●九日（土曜日）午前八時より十時まで横山講師統計學講義、午前十時より十二時まで泉二講師出張中につき眞木講義補講の筈なりしも差支あり休講

●十一日（月曜日）午前八時より十時まで古瀨講師衞生學講義の處病氣來休講のこと電報ありたり、午前十時より十二時まで谷野講師は泉二講師に代り刑法各論講義あり午後零時四十分より二時三十分まで高島講師心理學講義ありたり
練習生高木濟（靜岡）は病氣欠席

●十二日（火曜日）午前八時より十一時三十分まで三木講師刑事訴訟法講義あり午後一時より川村敎師の操練ありたり
書記立石重司歸京せり
每週水曜日午前八時より十一時までの清水講師の講義は同日午後四時より六時までに變更せり仍て練習生に告知す

●十三日（水曜日）午前十一時より十二時まで小山講師刑事政策講義、午後一時より三時まで藤井講師の理學講義三時三十分時より五時三十分まで清水講師講義ありたり
練習生有馬獨八郎甲府足痛の爲め一週日間出廳の件屆出あり練習生高木濟（靜岡）は病氣缺席

●十四日（木曜日）午前八時より九時まで三木講師精神病的中間者に就て講義あり九時より十二時まで三木講師刑事訴訟法講義
午後一時より　時まで樋口講師社會學講義ありたり
練習生松本林太郎（沖繩）義痛の爲め午前十時より退席の旨屆出

たり練習生高木濟（靜岡）は引續病氣缺席

●十五日（金曜日）午前八時より大場講師講義の處同時刻に差支あり繰下げ九時より十一時までとし犯罪人異同識別法講義ありたり午前十時より講義ある筈なりし谷野講師の講義に差支の爲め休講、午後一時より典獄有馬四郎助氏の實驗談ある筈の處差支あり休み

○監獄官練習所時間割（自四月四日至四月三十日）

		午前		午後	
四日	月	衞生學、假出獄制度		心理學	
五日	火	犯罪人識別法、刑事訴訟法	刑法各論		
六日	水	刑法、刑事政策	倫理學		
七日	木	精神病的中間者、刑事訴訟法	社會學		
八日	金	巢鴨監獄を參觀す	操練		
九日	土	統計學			
十一日	月	衞生學、刑法各論	心理學		
十二日	火	刑事訴訟法	操練		
十三日	水	刑事政策	倫理學、刑法		
十四日	木	精神病的中間者、刑事訴訟法	社會學		
十五日	金	犯罪人識別法、刑法各論			
十六日	土	統計學、監獄法規			
十八日	月	監獄學、刑法各論			
十九日	火	犯罪人識別法、刑事訴訟法			
二十日	水	刑事政策			
二十一日	木	精神病的中間者、刑事訴訟法	社會學		
二十二日	金	特種教育	操練		
二十三日	土	統計學、衞生學			
二十五日	月	監獄學、刑法各論			
二十六日	火	犯罪人識別法、刑事訴訟法			
二十七日	水	刑事政策			
二十八日	木	精神病的中間者、刑事訴訟法	社會學		
二十九日	金	特種教育	操練		
三十日	土	統計學、講演河野純孝（無窮の敎諭）	監獄法規		

講演　多田正廣（健康診斷に就て）　心理學

各地通信

○釜山たより

（轉任後見たる一、二の記事）

不動生

拜啓小生客月九日午後前日の八日付を以て釜山監獄在勤の命に接し申候夫れより野人も挨拶か大事と思ひ同日直様本廳を始め各關係官廳に出て其次第を述て引下りまわ〳〵義務の一部を輕減してと歸宅途中を獨言で戻ったのか手始め家内中の大騷動京城に十年かもこのたつか大間違強制執行の立ち退き移轉而も二百哩以上の引越不意の取込みの最中に多忙暫く十六日朝南大門九時發の急行の乘り込み餞友知己の見送諸氏に別を告けて出發致申候此の日天候

溫眞にして殊に今回の旅行に最も快事たるは京城に同勤者たりし
看守長角出竹治氏と共に同地の轉任而も同行の車中互に相親み候
途次大邱一泊神尾典獄外二三の僚友と會見厚意を受け同典獄より
新道上數項の敎示を畀ふし翌正午十二時廿分發同地出發同日午後
五時頃（徐行車）無事着任仕幸に山田典獄始め職員諸氏の迎いに
厚く禮を述へ不取敢典獄厚意にて指定せし大邱町某旅館に投宿仕
一盃の夜酌旅の疲を慰申候。任所は前述の角田氏は本監第一課長
兼第三課長に小子は釜山監獄坂の下出張所の辭令を拜受仕爾來事
務見習中に御座候

當所在地及沿革の概要　當出張所は釜山港停車場を稍や北に去る約七八丁本監との距離約一里餘の東萊府（此地一體を草梁と稱す又東萊とも云へ元來韓人は瀛洲洞と云ふ坂の下とは日人の稱呼）に在り昨年二月廿日警察の手より引繼を受け始めて晋州監獄釜山分監となつて開廳せられたるもの當時在監收容人員は六十名内未決三十四名なりし。敷地は總坪數百五十坪内外此中監房事務室炊事場浴場物置等約六七十坪以上を要しつゝあり尚常に多少の空地を存する必要あるは當然にして將來作業上の設備を爲すには非常の困難を感する次第にて極端より極端に變する儀事とて誠に閉口の至に候

舊名稱及狀況の一端　舊名稱は引繼の當時判然し居らさるが如く聞及ふも或る簿冊表紙に釜山警察署東萊監獄と筆太に認めあるを見れは斯く名稱したるものかと被存候而して之れか監督者は山田某巡査部長にて以下日韓人四五の巡査戒護の任にありし由に候當監獄出張所は監房は七ヶ房を有せりと雖も房扉の設け更になく隨て彼等被拘禁者は晝夜の別なく甲より乙、乙より丙房と交際的往復は公然の認可て日光浴に、しらみ取りは、まだしも四五人の已決囚掃除夫の名儀にて監内外の用達役中にも某一人は餘程信用の厚かりしかと見へ殆んと毎日の如く前記巡査部長の住宅（監獄の近邊に在り）に參り御用を承り其戻りは御馳走の貰物あり其他外部の用達は多く該囚の專任的役目たりしと引繼を受けたる當時差當り監丁（小使）の必要より韓人にて適當の人物なきかを舊吏員の一人に尋ねたるに舊吏員は前記の囚を監丁に採用可然と本人の正直を頻りに語りたりとの事にて如何にも滑稽千萬の樣だが當時の事情又余儀なからんか監房内に菓子煙草等の食物携帶は元より彼等か草鞋を作り之を巡檢に賣て貰ひ其金の幾分は巡檢か預て

居たと云々

其後の經過　斯の如く渾沌たる儘を引受けたる分監長井上信之助氏（現任典獄）の苦心經營に依て漸次改善を施され物置を監房に改め二ヶ房を增し今日現在九ヶ房となり房扉の設備を始め表門體の設けより監房周圍の土塗等の修理（今尚土塀三尺の所高きは六尺餘の外塀）を致したるものにて舊用の手入の可否は兎も角氏の考案に依て舊面目を一變したる事蹟を諒とし其後を受けたる小生同氏に對し大に感謝の徽意を表するものなり

同地は從來區裁判而已の所分監開設と共に地方裁判所支部を併置せられ候に付き從て在監人の急劇增加を來たる由次て又客年十一月一日法權實施の際異名して釜山監獄坂の下出張所と改稱して今日にあり引續て同分監長たりし井上（信之助）氏は出張所長として貢獻せられ一面又同時に釜山地方裁判所の開廳となる愈々囚員增加は自然の數小生赴任の當時即二月十九日は百六十三人（内被告二七此の内女二）の現在分監開廳始めより約三倍の增加にて看守十三人内日人六人此の内部長二名に

候

序ながら本監の一小部分に付て申上候御承知の如く釜山二獄は理事廳所屬時代に成たる新築監にして當港を去る約三十丁餘の町外れ大新里に在り外圍は約一丈五六尺　黒塀の建廻し表門は小赤鐵板張外より内を窺ふを許さす所用の來監者は呼鈴を押し拳銃携帶武裝の看守其來用を衝て一々出入の開閉を嚴にし服裝姿勢の整へ方何となく浸す可からさるの態度頗もしく監門守衛として眞に侮り難きを思はしめ候。此所に二月十八日の收容現在は八十七名（日本人而已）内被告九と女囚の三名を拘禁し看守十五名の現在内部長二名（今日部長三看守十六）を以て各配置せられ申候。監房は大にして三坪七合五勺中は二坪二合五勺小は一坪五合の通にて廿五ヶ房を有し外に女監一棟二ヶ房に成る同日炊夫四名薪割二名掃夫三名の服役者幾多の事情作業施設に困難の狀なり。同監は誠實なる山田典獄甲、乙兩部に渉り看守會議を開き執務上の研究を督し其席上に於て司獄官吏として武術の必要なる所以將又個人として研練の價値を論し尚武備に伴ふ文備

即ち學業の要を解き且つ官吏として心得ふへき三大要義より其他數事項に渉つて適切なる訓示的演說に又以後に於ける勵行を監督し部下の薫育に精勵せられつゝあり常ならぬ誠銳一般部下の敬服する處たり以上大要併て報道申候

○仁川たより

同分監報

統監府仁川分監にては去る十九日仁川府廳來遠堂に於て監獄官茶話會の發會式あり出席者三十二名來賓として仁川區裁判所大谷、春川、臼井、喜頭の四判事渡邊、安藤の兩檢事外數名にして席定まるや星分監長開會の旨趣を述べ續て「監獄官吏と「信」と題して罪囚感化の重任ある監獄官吏は須らく宗教に歸依し熱誠なる信念を以て罪囚に泣むべしと述べ次に來賓仁川區裁判所上席檢事助次郎氏は「知足安分」てふ題にて監獄官吏は假令階級低く且つ俸給少きも罪囚感化の天職を有するものなれば自分は之にて足れりと其分限に安じて職責を盡すべしと述べ判事大谷信夫氏も罪囚の感化に付き縷々述る所あり次に仁川寺主任關敎使大島玄瑞氏は仁川救護院設立の計畫を述べ終つて茶菓の饗應あり出席者一同紀念の爲め撮影し二時過ぐる頃より餘興の擊劍數番あり散會したり因に茶話會は毎月十五日之を開くことに決したり

○大坂たより

大阪監獄通信員

▲身分帳簿の統一に就て

在監人の身分帳簿は明治四十年八月訓令第四號を以て一定の樣式を定められたるも其寸法並に用紙等に付ては何等の指定なき爲めか實際各監獄に於ける製法形式等區々に渉り其表紙の如き或は樣式其儘の美濃紙を用ゆるあり又は西洋紙或は厚紙に印刷使用せるもあり其他別に厚紙の萬年表紙を作り在監中に限り之れを使用し出監の際は取外つして他に使用せるもあり當監の如きは樣式其儘の美濃紙を用ひ別に厚紙の上表紙を付することとせり斯く各監に於ける取扱の異なれるに從ひ其寸法も亦大同小異あり而して是等異種變形の身分帳は囚

人の移送又は前科身分帳の轉囑交換することに依つて各監互に混淆し就中累犯者の如き多くの前科身分帳を合綴する場合に於て長短廣狹あり甚た不整理となり所謂統一を欠くの表示たれは宜しく刑期一年以下のものと夫れ以上のものとを區別し紙質形狀等一定のものを指示せられ區々ならさる樣相成度希望す江湖諸彦の意見如何

▲在監人の雨具に就て

監獄法施行規則第八十九條に規定せる在監人の雨具は其形狀品質等如何なるものなりや別に制定なきを以て各監獄の便宜に一任しあり從つて區々に渉れるは當然なり去りなから尙一考せば之れを一定し置くの必要あり然れとも經費の都合上或は監獄の構造上等より一定し難き事情あるは又止むを得さるなり而して各監獄中其構造上必要なき箇處は格別其他は笠を使用せらるゝ向多數なるか如し當監獄に於て從來使用せるものは藁を束ねて作りたる一種の簑にして使用上輕便なると其價格低廉なるの利益あるも一面其體裁甚た見苦敷初めて當監獄に來り之を目擊するものは奇妙の觀をなすへし其製作法を說明せんに藁の根元を括り以て頭部となし以下末廣に三ヶ處を編みて作りたるものにて一見米俵の一方を捌き中間を縱てに切斷したるか如く又は魚類等を包む藁苞の如し當監獄に於ても素より適當のものと認めす之か改良の方法を講究すること茲に年久しきも如何せん未た好案を見出す能はさるなり而して一枚の時價八錢四厘以上九錢七厘以下（時々原料の高低に因り差を生す）にして四十一年度中に於ける購入數一千百六枚四十二年度中に於けるもの約貳千枚なり當監は世界中の大監獄なれは其拘禁囚員も貳千名以上にして目下二千八百以上に上れり）之を五箇男監に分禁し一個男監平均五百人以上なり是等のもの監房より工場へ出役するに雨天なれは必す之を使用せさる可らす又每祝祭日日曜日等の總囚敎誨の場合は一箇男監宛引卒して敎誨堂に繰り込むなり其往復の途中近きも一町遠きは三四町の距離あれは雨天の日は必す之を用ひさる可らさるなり然るに藁製の簑なれは其使用每に非常の塵埃を出し又乾燥の行屆かさる爲め腐朽するもの多く殊に前述の如き不

體裁にして改良せさる可らさるの急に迫られつゝあるなり何分一時に多數を使用するものなれは其構造法も亦大に考案を要するなり而して當監に於ては笠の如きものは到底使用し難し何となれは同時に五六百人の規律整然として隊伍を作り（四列縱隊）之を引卒するものなれは其間隔を採る上に將た步調を整ふる上に於て大に不都合を感すれはなり又油紙の如きものは工場教誨堂等に入りし後の處置に困難にして用ゆ可らず又防水布の如きものを使用せば可なるも經費の許さざる處あり如斯にして殆んど其考案に苦しむ處なり仍て茲に右の事情を江湖の識者に告げ之が好案を叩く冀くは各位適良の案を寄せられたし

叙任辭令

橫濱監獄詰ヲ命ス　（山形）看守長　飯島藤作
長野監獄飯田分監長ヲ命ス　（長野）看守長　澁谷萬吉
（千葉）看守長　大塚安太郎
千葉監獄八日市場分監長ヲ命ス

（青森）看守長　赤城一雄
給八級俸依願免本官　（三池）看守長　陶山幸之助
同　（宇都宮）看守長　藤吉龜次郎
同　上　（名古屋）看守長　柏原盛十
給六級俸依願免本官　（名古屋）看守長　松崎精一
同　上　（長崎）看守長　荒木茂夫
同　上　（千葉）看守長　前田猿寬
給五級俸依願免本官　（東京）通譯　水野文太郎
給八級俸依願免本官　（勝所）看守長　富增利助
給三級俸依願免本官　（網走）看守長　內山喜代太
（靜岡）看守長　伊吹正介
給五級俸文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
同　上　（長野）看守長　吉田正列
同　上　（函館）通譯　河野直
給六級俸休職ヲ命ス　（福岡）通譯　吉田楊六
給八級俸休職ヲ命ス　上　（松江）看守長　瀨田市太郎
同　（福島）看守長　小林萬吉
給七級俸休職ヲ命ス　上　（十勝）看守長　臼井猪之助
同　上　（山口）看守長　吉田信二
同　（奈良）看守長　水村房吉
（長崎）看守長　矢內金藏
（岐阜）看守長　渡邊銳三
（鳥取）看守長　中原傳太郎

叙任辭令

給六級俸休職ヲ命ス　（小菅）看守長　松本喜十郎
同　上　（高知）看守長　木戶百次郎
同　上　（名古屋）看守長　澁谷東朝
同　上　（山口）看守長　藤永助作　各
同　上　（大分）看守長　瀨立角太郎
同　上　（浦和）看守長　中野鉄二郎
同　上　（青森）看守長　今彦三郎
同　上　（金澤）看守長　新村清令
給五級俸休職ヲ命ス　（京都）通譯　金子鹿之助
給四級俸休職ヲ命ス　（京都）看守長　川村正照
給三級俸休職ヲ命ス　（浦和）看守長　丸山信之
給二十八圓休職ヲ命ス　（高松）看守長　廣松　翠
給八級俸休職ヲ命ス　（鳥取）看守長　平野熊太郎
同　上　（青森）看守長　建部莊三
同　上　（網走）看守長　水谷勝也
任典獄叙高等官七等給八級俸（巢鴨）看守長　高橋修二郎
盛岡監獄詰ヲ命ス
任典獄叙高等官七等給八級俸（東京）看守長　屋山朝太郎
松江監獄詰ヲ命ス
任典獄叙高等官七等給六級俸　司法屬　富永寬文
靜岡監獄詰ヲ命ス
任典獄叙高等官七等給七級俸　司法屬　白井勇松
長野監獄詰ヲ命ス

任典獄叙高等官七等給八級俸　司法屬　松隈房吉
勝所監獄詰ヲ命ス
函館監獄詰ヲ命ス　（盛岡）典獄　川口雄朗
函館監獄詰ヲ命ス　（松江）典獄　綾部敦麿
宮津分監長ヲ命ス　（長野）典獄　荒木賢愛
巢鴨監獄詰ヲ命ス　（函館）典獄　堀內久保
宮城監獄詰ヲ命ス　（福井）典獄　山崎正
東京監獄詰ヲ命ス　（勝所）典獄　河俣政幹
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
函館監獄詰ヲ命ス　（靜岡）典獄　印南於蒐吉
宮津分監長ヲ命ス　（京都）看守長　洲澤豐郷
巢鴨監獄詰ヲ命ス　（宮城）看守長　玉川吉太郎
宮城監獄詰ヲ命ス　（巢鴨）看守長　宮原定吉
東京監獄詰ヲ命ス　（市谷）通譯　松本一次
依願免本官　（巢鴨）看守長　山崎小五郎
橫濱監獄小田原分監長ヲ命ス（千葉）看守長　大石鐵夫
千葉監獄詰ヲ命ス　（橫濱）看守長　肥後正彥
新潟監獄長岡分監長ヲ命ス　（東京）看守長　山本千代橘
新潟監獄詰ヲ命ス　（長岡）看守長　鈴木重靜
東京監獄詰ヲ命ス　（新潟）看守長　森田景三
八王子分監長ヲ命ス　（東京）看守長　齋藤慶三
年俸三百圓加賜　（樺戶）典獄長　屋又輔
監獄高等官四等

任看守長給十一級　（浦和）看守中村利義
叙勲　（浦和）看守中村利義
任看守長給十一級　（長野）看守長引野信夫
叙勲　（長野）看守長關久之助
任看守長給十一級　（長崎）看守長酒見音七
任看守長給十級俸　（青森）看守三浦米丸
任看守長給月俸二十二圓　（青森）看守双木文四郎
任看守長給十一級　（奈良）看守鵜田延藏
任看守長給月俸十八圓　（奈良）看守尾木儀枝
任看守長給月俸二十一圓　（高知）看守笠井鹿太郎
任監獄技手給月俸二十二圓　木村仙之助
神戸監獄詰ヲ命ス
陞叙高等官七等　（山形）典獄伊集院藤七
同　上　（高松）典獄中村忠直
同　上　（富山）典獄山本鐵吉
任看守長給六級俸　司法屬　金澤公一
長野監獄詰ヲ命ス
依願免本官　（樺戸）典獄長屋又輔
任典獄叙高等官八等　（山口）看守長伊藤孝之
給八級俸沖繩監獄詰ヲ命ス
奮知監獄詰ヲ命ス　（沖繩）典獄丹羽晉郎
福島監獄詰ヲ命ス　（高知）典獄伊藤俊光
大分監獄詰ヲ命ス　（福島）典獄和田千松郎
札幌監獄詰ヲ命ス　（大分）典獄關舍藏
（札幌）典獄三池　仁
（新潟）典獄莊田經綸
（岡山）典獄石井光美
（水戸）典獄永田直之丞
（廣島）典獄五十嵐小彌太
休職看守長丸山信之
休職通譯吉田耀六
同　上
（以下四月一日付願書ノ增俸辭令ヲ受ケタルモノナリ）
小　菅
五級　木島正三
六級十　河政之
九級　澤田利喜三
九級　岸山甚太郎
葉　鴨
六級　宮原定吉
六級　坂井　凋
七級　森口幸之助
六級　村木一郎
橫　濱
五級　向島儀之助
八級小　守光太
八級　桐貝國太郎
月三三　田中　鴻
七級　養田長平
八級　飯島藤作
八級　川添敬三
月三三　柴田吉藏

九級　戶田喜太郎
浦　和
五級伊東豊吉
月三七　兩角平八郎
八級　由本彌四郎
月二八　中島直人
前　橋
五級　尾原勘作
月三三　德江鶴太郎
月三二　藤井藏
九級高田利八郎
月二八　石井俊三郎
千　葉
月二二　渡來啓次郎
水　戶
六級大沼正長
五級伊東蘇治
八級伊藤長太郎
八級西丸昌遠
九級白土謙郎
月二八　橋本寅次郎
宇都宮
七級七戶大助
九級小野口小彌太
五級日龍英三
六級大原公平
月三七　大澤利之
月三二　秋山金吾
月二三　澤田幸太郎
七級石島　興
月三二　酒井二郎
九級福島礦太郎
九級岩井末吉
月二六　富安銀平
七級森　靜一
六級平　源太郎
八級小笠原長貞
九級高安己之作
月二八　久野常松
月三三　坪野松　爲三郎
九級大曾根吉太郎
月二七　高木貞之
長　野
五級關久之介
八級村澤午一郎
月三三　物江甚八
九級遠谷萬吉
月二七　三浦一三
月二六　高木安次郎
月二四　赤池馬之助
甲　府
五級高松知周
八級望月桑吉
八級有馬猶八郎
月二六　佐藤貞文
安濃津
五級岡　長造
七級長谷場省介
月三一　小野寺彌七
月二八　津川登長
月二六　太田彥治
名古屋
八級石川倉三郎
八級土屋清吉
月二三　宇野準太
六級　堀　順信
月三三　川上里司
月三二　加治廣吉
月二八　黑岩太兵衛
月二六　中島高治
月二六　由良末一郎
七級近藤直定
八級前田政之輔
月二八　吉川清次郎
六級服部菊次郎
月三一　中山吉四郎
月三一　今津充馬
月二六　前田多市
八級土岐外三郎
八級半　文一郎

月三三　山中儀三郎
靜岡
月三三　篠原德二郎
勝所
六級　印南金次郎
九級　山本信太郎
岐阜
六級　愛甲長藏
八級　日高新
八級　小林和五郎
十級　森島柳太郎
福井
八級　久野新
八級　澤田宗兵衛
月二七　黑原平吉
十級　荒木善太郎
金澤
六級　黑田源太郎
七級　北崎唯次郎
月三三　末屋與三郎
月二八　北村喜一郎
十級　山岡貞親
富山

九級　會田德次郎
六級　石原大
月三一　岩井芳之助
新潟
六級　鈴木重靜
六級　清原龜喜
九級　植木秀松
十級　若松駒五郎
月一七　關毅
宮城
月三四　畠敬吉
月三一　金子利義
月二四　小長井喜太郎
月二四　梅森市太郎
福島

七級　井上榮次
六級　谷田岩之助
八級　和田德太郎
九級　澤田龜造
八級　荒木專一
月三一　青山喜助
月二七　佐藤錬治郎
六級　鈴木門平
月三四　鈴井正親
月三一　和田良信
月二六　堀安太郎
盛岡

七級　石澤常次郎
九級　小林銀三郎
六級　高井玉藏
月三一　吉田唯彌
月二六　前田德三郎
月二四　高島留次
月三一　竹田谷八
六級　越路代次郎
七級　谷山景明
八級　福地安
月三三　河地幸作
月二三　野村要太郎
月二三　生天目升作
月三八　田中藏郎

月三三　大村善次郎
九級　大渡市太郎
月二九　岩館久榮
青森
七級　宮城一雄
九級　清野眞一
山形
五級　大石權六
六級　伊東政房
月三八　須賀井謙吉
月二七　村上定平
月二二　田村孝秀
秋田
月二九　山口荒治
大阪
五級　飯尾美知足
五級　青木政生
七級　青山薰
月三四　吉松利實
月三一　桑原寬太郎
月三一　岡田文藏
九級　花村清市
月二八　川瀨尙綱

月三三　佐藤彥治
月二九　荒川金六
月二八　川村次郎
月三二　笹森堅造
九級　田邊稻太郎
六級　庄司善吉
月三八　酒井顯長
九級　渡邊順次郎
月二三　柏知一
五級　五十嵐壽吉
六級　門川明一
月三四　古川利德
月三二　岸川萬太郎
月三一　堀正浩
九級　清家林秤
九級　今井決
月二八　柳田英之輔

月二六　大槻萬之助
月二四　木村政太郎
月二三　河合庫丸
福川
六級　齋藤安太郎
月三四　小山貫
月三二　東尾第三郎
九級　國清市太郎
月二八　中村信吉
月二六　戶田繁雄
和歌山
六級　佐瀨庄三郎
九級　杉原儀補
十級　月山光亮
八級　井口兵之助
神戶
五級　花房教
六級　粟屋稔
月三七　河合哲
月三三　和田一松
月三三　阿部智彥
月三三　岡村達太
九級　勝谷長之助

月二六　近澤盛水
月二四　水野龜次郎
七級　武石伴治
六級　松木庄右衛門
月三四　石敬靜治
月三二　正木恵賀太郎
月二八　津熊浩司
月二七　出口米吉
八級　曾篠瀧藏
十級　增田楠藏
九二三　堅川兵次
六級　鈴木泰雄
月二七　田中參候
月三三　横田作藏
月三三　山崎治平
月三三　井上金次郎
月三三　萩原貞熹
九級　岡武三笠

九級柴崎綠
月二七西原幸三
八級西村逸吉

岡山

七級浦上廣作
七級永盛徹
月三四庄野吉太郎
九級佐野繁六郎
月二六西村吉太郎
月二四景山桑吉

廣島

五級河村綱太郎
六級山崎柳藏
月三四兒玉滿雄
月二八森龜吉
十級八木時太郎
月二四齋藤芳五郎
月二四野村驛二

鳥取

六級伊藤正頼
十級藤尾順保
八級黒田政太郎

松江

月二七田島桑三郎
十級上田清三郎

七級速水九一郎
月三六齋藤龜市
九級室井安太郎
月二九堀一郎平
月二六山本藏吉

六級太田彌三郎
七級木原定馬
月二七佐々木忠之助

德島

七級杉谷熊吉
八級寺澤政郎
月三一福泉順一
月二六濱九三
十一級青山喜十郎

高松

六級寺島靜次郎
月三一林弘道
月二四稻田金之助
月二二岩田米太郎

松山

六級長谷場圭介
七級前川德太郎
七級加藤利正
月三一中村信
九級石田甚太郎

高知

月三四中山正躬

長崎

七級中村國吉
月二八大山喜藏
月二四安部英夫

八級佐竹成德
八級足立豊
九級池田末吉
十一級林常太郎

八級江澤經雅
九級石川平次郎
月二四水田茂

七級武田度次郎
七級西原義三郎
月三二吉本米吉
月三一曲淵半三郎

月二七小松貞治

八級須藤喜一郎

三池

月三七本野米一郎
八級塚本八十松
八級永吉鹿太郎
月二九三ヶ尻一郎
月二八森田曆藏

福岡

六級三浦義英
八級山本龍起
八級岡本策
八級長山始

大分

五級中間壽三郎
八級河上秀吉
月二八古野由雄

佐賀

六級柾谷種吉
七級田中文次郎

熊本

六級志賀親雄
七級渡邊國三郎
月三二入江武規

八級高橋元吉

八級牛島德三郎
八級金田忠保
八級武田又市
月二八平井犀次郎
月二九蓮尾福藏

六級野村平次郎
八級德永梅太郎
八級安孫子代次郎

七級上田子之吉
月二八川島千九郎
月二六三島茂三郎

六級岩城富作
月三二吉田省三
九級安藤門記

九級工藤一喜

宮崎

七級崎村惟康
月三二永田庄助

鹿兒島

九級長沼秀家

沖繩

七級德久龜市

樺戸

八級藤澤繼次郎
月三二山岸治雄
月二八上野由熊四郎
月二八新納時敏
月二七山崎野武藏

函館

六級廣部藤太
七級田村義治
八級藤波喜兵衛
八級岡熊一
九級水上布雄

札幌

五級富樫源治
六級菅喜一郎

七級齋藤實篤

月三三田中登一
月三二竹内英夫
月二八鈴木道貫
月二八古屋喜六
十級吉村九一

七級齋藤岩藏
八級飯澤彝三郎
八級松山邦助
九級赤石元五郎

六級武田和忠太
七級蘆立安之

七級 本庄古大郎
八級 高杉林次郎
月三二 竹内眞道
月二六 池田竹藏

八級 鈴木利吉
月三二 玉山速身
月二八 金田久吉





◉獄務練習新書特價販賣廣告◉

法學士　佐々木秀司君　法學士　鳩山一郎君　安松虎雄君　合著

◉監獄法講義附監獄法令沿革　◉憲法講義　◉行政法講義　◉刑法講義　◉刑事訴訟法講義　◉裁判所構成法講義　◉民法講義　◉統計學講義　◉附錄英語自習法

獄務練習新書

全

◉菊版總紙數凡九百頁◉用紙上質印刷鮮明◉クロース金字入美裝◉定價一部金壹圓五拾錢◉內地小包料拾貳錢（東京市內ハ四錢）◉臺灣樺太清韓地方は開封郵便トシテ金貳拾錢◉減價金壹圓貳拾錢◉遞送料實費申受ク◉本書申込者ニ對シ今回本院出版ニ係ル寸珍六法一部宛無代價送本スベシ

◉送本ハ申込即日遞送ス◉一官署內二十部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦五十部以上ハ三ヶ月賦

ノ御拂込ヲ諾ス○官署名ヲ以テ申込ノ外ハ前金ニ非サレハ一切送本セス○本書代金ハ着本即日下ノ如ク御仕拂ヲ乞フ（一）十九部迄ハ着本即日全額（一）二十部以上四十九部迄ハ着本即日一冊ニ付金六拾錢翌月末日同六拾錢（二）五十部以上ハ着本即日一冊ニ付金四拾錢翌月末日同金四拾錢其翌月末日同四拾錢ノ三回ニ御送金ヲ乞フ○右ノ外郵送料トシテ其實費御ニ拂ヲ乞フ○送金ハ郵便爲換ヲ以四谷局又ハ東京書院振替貯金口座七九八三番ヘ拂込ヲ乞フ

本著南學士ハ一昨年七月名譽ヲ以テ東京法科大學ヲ卒業セラレ嶄新ナル學說ト豐富ナル識見トヲ有セラルヽハ勿論又安松君ハ監獄法改正ノ當時司法省監獄局ニ在ツテ其改正ニ關與セラレタルヲ以テ各々獨特ノ頭材ヲ發揮セラレタルモノナレハ其ノ内容ノ精美雄健ナルコト本院ノ斷シテ保證スル所ナリ而カモ賣價ノ至廉ナルハ恐ク他ニ比類ナカル可シ冀クハ看守敎習所敎科書及各位參考書トシテ續々愛讀ノ榮ヲ賜ハンコトヲ切望ニ堪ヘサル所也

東京市四谷區愛住町二番地

東京書院 磯村政富

本店 電話（長）番町二一一番
印刷部 電話 番町七六八番
（振替貯金口座 七九八三番）

◎新著廣告◎

上田定次郎君述藤井藤藏君編

修養斷片 全

實價金貳拾五錢 郵稅金六錢

○菊版二百頁餘
○四號活字振假名附
○紙質製本堅牢

本書は修身道德に關する論說にして。議論高尙に涉らす。而かも人生の諸方面に言及せられ殆と餘蘊なし。冀くは愛顧の榮を賜はらんことを

修養斷片目次

◎發刊の趣旨……◎手紙の認め方心得……
◎常識の養成……◎談話に就きての心得……
◎獨立の自營（奮闘的職業）……◎事は大事なり……
◎感恩感謝とも云ふ……◎虛僞虛飾の弊……
◎懷舊……◎自尊自重……
◎新年の辭……◎再び節制に就きて……
◎幸福……◎處世經濟法の五大要訣……
◎戊申の干支に就きて……◎禮に對する觀念に就いて……
◎餘裕……◎僥倖心を戒む……
◎修養の栞……◎希望の人となれ……
◎職分（義務觀念）……◎人事の運命……
◎職業の撰定に就きて……◎模倣すべき英人の特性……
◎紀律の養成……◎貯蓄の必要……

◎衛生に關する心得……◎夏季の衛生法……
◎銷夏法……◎氣候より受くる訓化……
◎公共心に就いて……◎偶感隨筆……
◎賭博の戒歌……◎酒害の歌……
◎新年の籤……◎新年の計……
◎修身敎訓……◎五十音訓……
目次終

發行所 東京市四谷區愛住町二番地（振替貯金口座七九八三番）本店電話（長）番町二一番 東京書院

印刷部（電話番町七六八番）



會費送附方

屑書	東京市麹町區飯田町
番地	五丁目三十番地
宛名	監獄協會理事　藤澤正啓
振込局名	神田一ッ橋通郵便局

明治四十三年四月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豐野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

發行所　東京市麹町區飯田町五丁目三十番地　監獄協會

印刷所　東京市四谷區荒木町二十七番地　東京書院印刷部

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

（明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾年第參號）（明治四十三年四月二十日發行毎月一回二十日發行）